

國第百五十一回
參議院財政金融委員會會議錄第十五号

平成十三年六月十九日(火曜日)

午前十時開会

辛壬

舌

六月十五日

選任

三

告
白

六月十八日

辞任

六

下木

六月十九日

辞任

四

三

1

席者は

委员

理

18

三

第五部

財政金融委員会会議録第十五号 平成十三年六月十九日

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案の四案の審査のため、本日の委員会に金融庁総務企画局長乾文男君、金融庁証券取引等監視委員会事務局長五味廣文君及び財務省主税局長尾原築夫君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤基隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(伊藤基隆君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

短期社債等の振替に関する法律案、株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案の四案の審査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行総裁速水優君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤基隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(伊藤基隆君) 短期社債等の振替に関する法律案、株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案の四案を一括して議題とし、前回に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山下英利君 おはようございます。自由民主党の山下でございます。

本日は、議題となつております緊急経済対策に関連します法案につきまして御質問をさせていただきます。

証券市場の構造改革という流れの中につきましては、議題となつております緊急経済対策に関連します法案につきまして御質問をさせていたたきました。

証券市場の活性化、そして投資家の証券市場に対する呼び込みといふものに対する御努力、大変敬意を表している次第でございますが、個人投資家による証券市場の活性化、この問題につきましては、議題となつております緊急経済対策に最も最初に御質問をさせていただきます。

今回議題となつておりますコマーシャルペーパーのペーバーレス化という問題に際しまして、まずこのコマーシャルペーパー、日本におけるコ

マーシャルペーパーのマーケットにおける投資家というものがどういう投資家であるのか、これをお聞かせください。

○政府参考人(乾文男君) CP市場における参加者でございますけれども、我が国の現行のCPは約束手形と位置づけられておりまして、その商品性を見ますと、金額一億円以上、それから償還期限一年未満のものに限られているわけでございまして、現在のCP市場につきましては、このようにCPが短期かつ大口という商品性を有するものであること、またCPを運用することにより利益を上げるために多額のCPを保有いたしまして取引を行う必要があることから、市場参加者の大部分というのは金融機関等の機関投資家でございまして、こうしたCP市場の性格上、個人投資家が直接市場に参加するということは想定されていないものと考えておるわけでござります。

○山下英利君 言ってみれば、大口取引で短期で回していくというためのコマーシャルペーパーのマーケット性ということだと思うんです、個人投資家が実際に参加できる仕組みではないというところから考えて、今後このコマーシャルペーパーを、個人投資家が参加できるという仕組みを視野に入れての制度改正を考えていらっしゃるかどうか。

そしてまた、世界のグローバルトレーディングがどんどん進む中で、コマーシャルペーパー

のマーケットだけではないと思うんですけれども、やはり歐米のマーケットとの比較において、証券市場の活性化、これに平仄を合わせいかなければいけない。今回のペーバーレス化というのはまさに市場慣行、これに平仄を合わせいかなければいけない。今回のペーバーレス化といふのはまさにそのための大きな一步だと、私はそう思つておるわけでございますけれども、個人投資家を市場に呼び込むという点についてはいかがでござります。

○政府参考人(乾文男君) 個人投資家を直接金融市场に呼び込むということは非常に重要な政策であるというふうに考へておるわけでございます。

ただ、CPという市場につきましては、これは先ほどもお答え申し上げましたように、企業が大口かつ短期の資金調達を行う、それに対する今度は運用を行うという観点で非常に機動的に行う必要があるということから、個人投資家がこのCPの分野で参加をするということはなかなか難しくうございますし、諸外国におきましてもCPという商品はそのようなものとして観念されていると考へておるわけでございます。

ただ、先生御指摘のありましたように、個人投資家を直接金融市场に呼び込むという施策といつましても、今回審議をお願いしております法案の中でも、例えは長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度の創設や、また、これは議員立法で御審議されていると承知しております商法の方でござりますけれども、株式の投資単位当たりの純資産額の引き下げでござりますとか、また別途制度整備を行つております現物出資型の上場投資信託、いわゆるETFというものでござりますけれども、そうしたもの等々、個人投資家を直接金融市场に誘導するためのいろいろな施策を着実に実施しているところでございます。

○山下英利君 金融当局といたしましては、今後とも、個人投資家を含めまして、幅広い投資家の参加による厚生の発展を促すことが重要と考えておりますけれども、そうしたインフラ整備に努力してまいりたいと考

えているところでございます。

○山下英利君 わかりました。
そうしますと、コマーシャルペーパーというものは、大口の機関投資家による短期の運用ということに集中した市場の活性化に焦点を当てているということだと思います。

次の質問でございますけれども、投資家サイドと申しますけれども、投資家サイド、調達の方ということで御質問をさせていただきます。

いわゆるコマーシャルペーパー、短期の金融市场、これは直接ファイナンスという観点から立ちますと、今の市場規模が大企業の大口の調達中心であるというふうに思うわけでございますけれども、最近聞きますと、いわゆる信用協会の保証つきのコマーシャルペーパーであるとか、あるいはアセットバックCPのような中小向けの資金調達

中小企業にとっての直接ファイナンス、いわゆる短期金融市场への道を広げるという条件整備に対する御当局の方針、これはいかがでございましょうか。

○政府参考人(乾文男君) コマーシャルペーパーの今度は調達サイドから見たわけでございますけれども、先ほど申しましたように、商品性といつましても、一億円以上、それから償還期間一年未満のものということになつておるわけでございまして、一億円以上、それから償還期間一年未満のものといふことになつておるわけでございまして、それが大企業に限定するといふことになつておるわけでございません。

今法案審議をお願いしておりますけれども、ここでこれを短期社債といふ位置づけに改正することをお願いしておりますけれども、短期社債になりますても、その発行体が大企業に限られるといふことでは法律上はないとおもいます。

企業の資金調達におきまして、ごく短期のもの

ものがその資金を調達していくという道が開かれているわけでございますけれども、そうした企業のニーズ、それから資金需要の長さあるいは条件等に応じましてさまざまな手法が用意されているわけだございますけれども、そうした中におきまして、中小企業につきましても信用保証協会等が、信用補完ということがございますので、そうしたものを活用して、これは直接金融に限りませんで間接金融、いわゆる借り入れの面でございますけれども、そうした資金調達が円滑に行われる各般の施策が講じられているものと承知しているわけでございます。

○山下英利君 わかりました。
金融システムの再構築という中においては、直接ファイナンスに対する道を広げるということも大きなポイントであろうと私も思つておる次第です。

○山下英利君 わかりました。
金融システムの再構築といつましても、直接ファイナンスに対する道を広げるということも大きなポイントであろうと私も思つておる次第です。

今、率直に申し上げますと、株価が大変下落している。その中にあって、現時点では含み損を抱えている個人投資家が非常に多い状況であるといふふうに思うわけでありますけれども、今回の改正の点につきまして、いわゆる損切り、譲渡損失に対する税制面での対応といふのが緊急の市場活性化といふものには必要ではないか、そのように思つておりますけれども、御当局のお考えをお聞かせください。

○政府参考人(尾原栄夫君) ただいま株式譲渡損失の繰越控除の点についてのお尋ねがございました。

申告分離課税一本化のことで、この問題でございますが、譲渡益と譲渡損をすべて申告して相殺した上で、その結果、最終的な損失についてどう取り扱うかといふのがこの問題の本質であろうとこうしたCPでございますとか、もう少し長くなつてまいりますと通常の社債でございますとか、そうした市場からの調達、さらには株式を証券取引所あるいは店頭等で発行することにより企

という問題があるだらうと考えております。

したがいまして、申告分離一本化後の税制はどうあるべきかという中でこの問題も検討していく

たいと考えているわけでございまして、政府税制調査会におきましては、まさにこの一本化後の譲渡益課税のあり方について幅広い観点から検討するための小委員会が設置され、既に検討が行われております。また、与党三党におかれまして

も、一本化後の株式譲渡益課税のあり方について引き続き協議し早急に結論を得るというふうになつてござりますので、今のお先生の御指摘にあつた問題を含めまして、今後、ただいまの政府税制調査会、与党の御議論を踏まえましてしつかりと検討してまいりたい、こう考えております。

○山下英利君 今の税制面と、いうところにおきましては、税の公平性、その問題から考えると、譲渡益の課税に対しても総合課税というものの考え方方がやはりこれから議論になつてくるのではないかなと私も思つていて、次第でござります。やはり、税の公平性を考える意味では、個人一人一人が自分で申告して税に対する問題意識を高める、その意味からも総合課税というところが非常に考えられるべきポイントではないかなと私も思つてゐる次第でございます。引き続きそのような観点で御検討を賜りたい、そのように思つております。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、こういう形で不動産の証券化等

動化に向けての努力がされているわけございませんけれども、証券税制、今回こういった形で特例措置等審議をさせていただいているわけですが、それでも、証券税制とともに土地税制の両面から税制に対する対応、これを進めていくといふことが緊急の市場活性に資すると私は思つておるわけですけれども、土地税制に対する今後の対応の御方針、それからお考え方、これをお聞かせください。

○副大臣(若林正俊君) お尋ねでございます土地税制につきましては、バブル経済期に土地の公共性などを基本理念として土地基本法の制定をいた

しました。その後、地価や土地取引の動向といった土地をめぐる状況や厳しい経済情勢にかんがみまして、地価税の凍結や譲渡益に係る税負担の軽減等、累次の緩和措置が実施されてきたところでござります。

その後、地価や土地取引の動向といった土地をめぐる状況や厳しい経済情勢にかんがみまして、地価税の凍結や譲渡益に係る税負担の軽減等、累次の緩和措置が実施されてきたところでござります。

するということも一つはあるのではないかなど私は思つております。

したがいまして、最初に質問させていただきま

したがゆるコマーシャルペーパー等証券市場

グローバル化、グローバルトレーディングに合わ

せた仕組みをつくっていくこと、そして参加者を

より広く間口を広げること、これが今の証券市場

活性化に大変私は効果があるんだろうと、そ

う思つております。

今回、コマーシャルペーパーにつきましてはそ

ういう形で、従来の手形というものから短期の国債という考え方へ変更したと、調達の方からいえ

ば、従来は手形を金融機関で割り引く、それが短

期のファイナンスであるという形でしたけれど

も、手形をコマーシャルペーパーという形に乗り

かえていく、いわゆるアセットバック、発行体の

直接ファイナンスへの道をさらに広げていくとい

うことがあつたのではないかと、そのように思つております。

そしてまた、短期国債という考え方にはいま

て、短期市場、短期のマーケット、それから中長

期の債権のマーケット、これがリンクすることに

よりまして短期と中長期のあわせ持つた調達の柔軟性、これが可能になつてくるという形も考えられれます。まだ日本ではそういうところでの制度面がこれからといふことだと思いますけれども、アメリカで言われるローラーフォーティー、いわゆる長期の債権を短期のコマーシャルペーパーのマーケットで売つて調達をする、そのような発行体から見た場合の調達の柔軟性、そういうところも視野に置いたマーケットの整備、これをお願いしたいと思つております。

私の質問時間は限られておりますので、これで

不良債権の処理問題においても、担保になつてい

る土地、これの流動化といふところが非常に大き

な問題であろうと、そのように思つております。

不良債権額の最終確定、これにつきましても、土

地が流動化することによって金融機関の債権額も

確定できるというふうに思ひます。ぜひ流動化を

促進するための税制面での御支援をお願いした

がとうございました。

○櫻井充君 民主党・新緑風会の櫻井充です。

まず最初に財務大臣にお伺いさせていただきました

私の質問を終わらせていただきたい。

がとうございました。

Aの予算を一〇%カットしたいというお話をございましたが、これは実現の方向で考えていらっしゃるんでしょうか。

○國務大臣(塙川正十郎君) あのコメントは私が

いましたが、これは実現の方向で考えていらっしゃるんでしょうか。

話の中道を申しますと、話し合いをしておりま

したときに、私は何としても十四年度の国債発行

は三十兆円に抑えたいということを言いました。

それに対しまして亀井さんは、それは内閣の方針でもあるから頑張ってくれ、我々もできだけの応援をすると、こういうことでございました。

話の中道を申しますと、話し合いをしておりま

したときに、私は何としても十四年度の国債発行

は三十兆円に抑えたいということを言いました。

それに対しまして亀井さんは、それは内閣の方針でもあるから頑張ってくれ、我々もできだけの応援をすると、こういうことでございました。

○櫻井充君 小泉内閣になつて、基本的には政策決定過程をオープンにしましようという話をされているのかと思ひますけれども、夜、料亭なんでもう少ししかりばえしないんじゃないだろうか、もう少しきちんとした形のところで議論されるのが本筋ではな

いかというふうに思ひますが、いかがでございましょうか。

○国務大臣(塙川正十郎君) それはもちろんそうございまして、いざれ私の方からきちっと概算要求の基準等を示すときにはその話はいたします。

しかし、先ほど言いましたように、意見交換の中で出てきたものを率直に亀井さんがお話をされたということをございました。

○櫻井充君 そこの中で国債を三十兆円以下に抑えたいんだと、これは本当に大事なことなんだろうと思ひます。

以前に宮澤財務大臣とそのことについて意見交換した際に、これは去年の十一月二十七日の当委員会でございますけれども、財政再建を行つてく上において、これは宮澤財務大臣の答弁でございましたけれども、「本当に隠れ借金とかなんとかいうものを全部洗い出してその処理をするというものが財政再建の終局の姿だと思いますが、そのときにはぞろぞろあちこちから出てくるだろうということは、もう既に生じておるものについては想像ができるわけであつて、それをどうするかといふことは長くない先の問題でござります。」といふふうに答弁されております。

この「隠れ借金」とは一体何で、そしてもう一つは、「そのときにはぞろぞろあちこちから出てくるだろう」と、この「ぞろぞろあちこち」というのは何を指していらっしゃるんでしょうか。

○国務大臣(塙川正十郎君) 宮澤先生の発言を私は聞いておりませんのでとやかく申すわけにもまいりませんが、隠れ借金というのはそんなに現在の状況では私自身は意識しておりませんし、そんなにぞろぞろというほどあるのかなと思つたりいたします。

しかし、おっしゃっている趣旨はこういうことですないかと思うんです。いろいろ計画をしておつたけれども、その計画が資金がないがためにとんざしておつて、それを何とかやりたいと思つて無理をしておるところがあるとするとならば、そな分が要するに負債のような感じでおつしやつてきました。

いるんじゃないかなと思つたりいたしまして、隠れ借金というのは、その実態を私自身はまだ十分認識しておりませんので答弁申し上げることはできなと思つております。

○櫻井充君 実はきのうこれは通告してあるんでしゃつたのはどの部分を指しておつしゃつているのかわかりませんけれども、宮澤さんはそういうのがあるという表現じゃなかったかと思うたりしますが、そうですか、その点お聞きいたしたいと思ひます。

○櫻井充君 本四架橋公団のところから話になつてゐるので、恐らく宮澤さんはそこを指しているのだから出でると。つまりは、特殊法人等にそういうのはどうぞあちこちから出でると。つまりは、特殊法人等の会計処理の見直しを行ふことといたしております。

現在、財政制度等審議会におきまして、特殊法人などが民間企業として活動を行つてると仮定した場合の財務諸表を、退職給与会計、時価評価会計、連結重視、キャッシュフローの重視といった、最近の企業会計原則に従つて作成することとしておりまして、わかりやすい形で国民負担に帰すべきコストを開示する手法について検討を進めています。

本日の財政制度等審議会におきまして、行政コスト計算書の作成指針を取りまとめて、それに基づきまして、九月末までには企業会計原則に従つた具体的な開示が各特殊法人等において行われる、こういうふうにさせていきたい、こう考えております。

こうした取り組みによりまして、例えば公庫などの民間金融機関と同様のベースでの経営を行つております機関につきましては、貸倒引当金、各特殊法人等の保有資産の時価評価等のデータが明らかになつてまいりますし、国民の負担となるであろうコスト情報がよりわかりやすい形で表示されることになつていくと、このように考えておりまして、今まで大変見えにくい状況であります。

○副大臣(若林正俊君) 補足して申し上げたいと思います。

○櫻井充君 今のは予算ではなくて特殊法人の財務状況についてですけれども、そうすると、これも主務官庁がきちんとチェックをした上で財務省に上がつてくるということでよろしくございまます。

○副大臣(若林正俊君) 様々な意味で、例えば独立行政法人における特殊法人等の会計につきまして、今申し上げましたような努力を通じて国民の前に明らかにしていきたいと考へております。

○副大臣(若林正俊君) これは財務省に言うことではないものの努力をしております。また、企業会計の分野におきましても、時価会計の導入などの新たな動きが見られているところでありまして、こういう状況を踏まえまして、宮澤前大臣は、特殊法人に係る財務状況等の一般的なディスクロージャーの充実、必要性を述べたものと承知しているところでございます。

この点に関しましては、行政改革大綱におきまして、国民に対しても透明性、一貫性の向上を図ることが必要である、そして説明責任を確保する、そういう観点から特殊法人などの会計処理の見直しを行うことといたしております。

現在、財政制度等審議会におきまして、特殊法人などが民間企業として活動を行つてると仮定した場合の財務諸表を、退職給与会計、時価評価会計、連結重視、キャッシュフローの重視といった、最近の企業会計原則に従つて作成することとしておりまして、わかりやすい形で国民負担に帰すべきコストを開示する手法について検討を進めています。

本日の財政制度等審議会におきまして、行政コスト計算書の作成指針を取りまとめて、それに基づきまして、九月末までには企業会計原則に従つた具体的な開示が各特殊法人等において行われる、こういうふうにさせていきたい、こう考えております。

こうした取り組みによりまして、例えば公庫などの民間金融機関と同様のベースでの経営を行つております機関につきましては、貸倒引当金、各特殊法人等の保有資産の時価評価等のデータが明らかになつてまいりますし、国民の負担となるであろうコスト情報がよりわかりやすい形で表示されることになつていくと、このように考えておりまして、今まで大変見えにくい状況であります。

○副大臣(若林正俊君) これは財務省に言うことではないのかも知れませんけれども、例えば私たちには今、民衆の中でも道路関係の特殊法人のワーキングチームをつくって検討を重ねております。

そこで中で、例えば首都高でも阪神でも道路公園でもどこでもいいですが、その資産の中に何を入れているかなどと、全部建設コストを入れているかなどと、全部建設コストを入れているわけですよ、資産の部の中に。本来であれば減価償却とか除却とかされなければいけないものが一切なくて、どんどん工事費用だけが積み重ねられていくという非常におかしな会計がされています。そこで、そこを指していながら出でると、彼らが出でるということと、将来に向けての見通し、例えばアクアラインなんかはかなりの赤字なわけですがそれとも、将来の分析を交通量が大体三倍ぐらいになるんだというふうに見込んでデータを出してきたとかしていわゆるデータだけをうのみにすると、全く事情と違つてきているということが我々が調べていてるだけでもわかつてまいりました。

そういう意味で、特殊法人から出されたものが果たしてどれだけ正しい数字になつてきているのかということをどなたがチェックされることになります。これは財務省がきちんとチェックするということなんでしょうね。それとも各省庁がきちんとチェックした上で財務省に上がつてくるということになるんですね。

○国務大臣(塙川正十郎君) それは主務官庁となつております。主務官庁から予算要求が財務省に対して提出される、こういうふうになつております。

○副大臣(若林正俊君) 様々な意味で、例えば独立行政法人における特殊法人等の会計につきまして、今申し上げましたような努力を通じて国民の前に明らかにしていきたいと考へております。

す。しかし、アメリカと日本との大きな違いというのは、アメリカは個人保証なんかほとんどしていないはずです。もう一つは、向こうは民事再生法になるのかちょっとわかりませんが、更生手続が非常に簡単で、また再度挑戦できる社会なわけですよ。

ところが、日本の場合に、もし破綻した場合にどうなるかというと、一家路頭に迷うか、もしくは自殺することになってしまふようなことがあって、ですから今までの商慣行といふのが融資行為といふんでしょうか、そういうふうなものはもう少し変えていくべきでありますし、從

来、私はそういう方向に御答弁をいただいてきた
ような気がいたします。済みません、これ以上話
をしていても平行線なのかもしれないのです。
あともう一つ、農協系の金融機関について柳澤

大臣にお伺いしたいんですけれども、今、農協系の金融機関が、農林中金ですか、農林中金が一、二%程度しか農家の方に貸し出していない。しか

も、二三%といつても本当に農業のために貸し出しているのは何%あるのかわからない。例えばアパートを建てるとか、そういう場合にも融資しているわけであつて、そうだとすると、もうここは

農林水産省が主に検査をするということではなくて、金融庁一元化で私はいいと思うんですけども、その点についてどうお考えでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 農林中央金庫につきましては、今言つたような金融プロパーというか、金融独自の色彩が濃いということはそのとおりでござりますけれども、やはり農林中央金庫も系統

金融の一環であることは間違いないわけでございまして、そういう両面から共管というような形になつてゐるかと思います。私どもの検査も、農林省に依つては、支那に於ける森林の保護と利用の問題を

中少金庫に附してこれを取り扱う対象にしてしるというふうに認識をしております。

べて我々の方が見させていただければ事が解決するというのでもない、こういうふうな位置づけになつてゐるかと存じます。

○櫻井充君 しかし、政府系の金融機関の役割の中に必ず書いてあるのは、民間企業でできないこと、民間の補完であることが書いてあるわけでして、そうすると、民間の金融機関を監督するのが一体どこなのか。それは金融庁であるとすれば、いつも言うことですけれども、金融全体ということを考えれば、金融庁が一元化して監督することが一番いいことなんだろうと私は思うんでありますよ。

ですから、毎回大臣に、僕はこれは実はお願いとして、組織をやはり変えていくべきじゃないかというふうに思っていますので、ぜひ御検討願いたい。そして、例えば賃金、言語としても、

検査は都道府県が行っていたかと思いましたけれども、それも金融厅に一元化ということになつて います。それが時代の流れではないのかなという

ふうに思いますので、ぜひ御検討願いたいというふうに思います。

て、いらっしゃるんですが、道路特定財源それから地方交付税の減額について財務大臣にお伺いしたんです。

確かに道路特定財源、目的税というものは予算を硬直化させますから、一般財源化する必要性は僕はあると思っています。しかしながら、地方にいる人間にとて道路もまた必要なものでして、

皆さんが心配されているのは、予算が大幅にカットされてしまうんじゃないだろうか、そして道路整備がかなりおくれてしまふんじゃないだろうか、

か。そしてもう一つは、交た税が漏算される。それでなくとも地方は赤字で悩んでいるわけだけれども、さらなる赤字を生んでしまうんじゃないのかと。

○全般的に財源を移譲してしまって、もちろん目的税を外して構わないとは思いませんけれども、十分な財源措置を行うことによつて、セットで行ききばこういう意見というものは出てこないんだろうと思うんですけれども、その点についての財務省のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣 塩川正十郎君 いろんな面で申し上げたいことはござりますけれども、私たちは、道路特定財源を一般財源化したいというのは、いざれはそうしたいということをごぞいまして、来年からやるというわけではございません。来年はどうりあえず道路特定財源の中で面整備上に使えるト

うな、道路と関連した面整備上に使えるところには大幅に拡張して利用させてもらいたいというふうに話を言っております。そして、十五年以降になりますと、その状態を見て、道各寺尾原のあり

方を根本的に変えていくことを考えたいと。
しかしながら、道路財源というものは、一般財源にしろ何であろうが、やはり必要なものは確保

していかなきやならぬことは当然でございまして、道路特定財源が変質したから道路財源のはめやめようと、そんなわけにはいかないのでござりますから、やはり道路の整備というものは必要で

そこで、おっしゃるように、もう地方に任せたらどうだろとおっしゃること、これは私も十分
ございます。

わかります。県道とかあるいは府県道、主要地方道といふものはそれで任せて十分やっていけるだらうとは思ひます。しかし、道路といふものは一氣通貫でそれぞれの道路と結ばれておらなければ

道路としての効用は少ないとおもいます。ところで、現在見ました場合に、市町村にその道路を任せることになりましたら、市町村道路とおもふべきです。

市町村道路の結体といふものをどこが責任持つて調整するのかということが非常に重大な問題やはり県が中心にならざるを得ないのでないかと思つたりいたします。

そうすると、私たちが念願しておりますことは、地方自治体がそれ相当の行政能力を担当いたさ

しまして、道路を任せても十分にその道路の総合的な調整をやっていくだけの行政能力と、それからそそういった技術的な力を持つておると、そういう地方自治体に早くしてもらって、その上で自治体に道路行政を任せていったらそれは理想的にいくんではないかと思うておりますが、その段階はまだ至っておらないときでございますので、応、国が総合的に計画をし、それを府県におろして、府県が中心になって現在道路整備計画をつくつておるというのが実態であろうと思つております。

というか、私の意図と違っているところがあるんですけれども、小泉内閣で花火は打ち上がっています。何かをしようということはわかるんですナレドも、そのもじう、う上きこよひに

うのが全く見えてこないんですよ。今の構造改革というのと、創造的構造改革なのか、破壊だけ終わってしまう構造改革なのか、そこが見えてこ

つまりは、道路特定財源を一般財源化する、それから地方交付税を減らす、それだけ話を聞いておきたい場合は地方の方々は一本どう考えるかと、二つあります。

となんだと思う。そのかわりこういうお金が地主にはこういう形で移っていきますよ、皆さんの計算は減らないんですよ、そういうメッセージがき

ちゃんと保たれれば、それは皆さん納得されるんだけれど、と思う。使い方は、後は皆さんが決めればいい。ということになれば、それは納得されると思うんですよ。

しかしながら、今の話を伺っていますと、権限はあくまでも国、道路なら道路のイニシアチブは国が持っていると。地方交付税は減額するか

もしれない、そして道路の特定財源は外すといふことになれば、田舎で道路を必要としている自体の方々からそれは困るんじゃないかという話が出でるのは私は至極当然のことなんだろうと田舎へ出でます。

國と地方との仕事の内容から見たときに、いつも言われていることですけれども、國が四で地方が六だと。財源はその逆になつて、いるということなんですから、もし一般財源化もするということになると地方に財源を移譲すべきではないか。つまり、自治事務と同じような形で、六対四になるような形でお渡しして、後は県を中心には、その県で道路が必要であれば道路をつくればいいだろうし、病院が必要であれば病院をつくるように、もつと財源を大きく移譲して、そうでなければ本当の地方分権が進んでいかないわけですから。そのようなものがセットでなければ地方から反対の声が上がるの私は当然のことなんぢやないかと思うんです。が、財務大臣の御認識をお伺いさせていただきたい。

○國務大臣(塙川正十郎君) 何か非常に道路財源と地方交付税に突出した議論が出ておりまして、私は、私たちと若干認識が違うと思っておりますことは、かねてから申しておりますように、とにかく国債の発行を来年は三十兆円におさめたい、そのためには予想されるであろうところの国債増額三兆三千億円相当額を何とか削減したい、そのためには國も地方も財政支出がある程度抑えたい、そのことを私は言つておるんです。そのためには何が必要なかといつたら、國も地方自治体も少しは経費を節約してくれというふうに努力しなきゃならぬ問題だと思っております。

○櫻井充君 節約しなければいけないという点には一般歳出財源並びに人員等の整理等を通じまして努力いたしますし、また地方は地方なりに経費の節減を、そして今、地方は総額で約九十兆円の予算規模を持っておりますが、その一%相当として九千億円。だから、一兆円相当は節約してくれんだろうかと言つておるんです。その節約が直ちに交付税もぶつた切りてしまふんだといふうなことでござりますけれども、そこへ行くまで少しだけ地方に渡していただきたい。地方の方々はきちんと仕事ができると私は思つておりますので、

○櫻井充君 再度これはお願いでございますが、財源をもう少し地方に渡していただきたい。地方の方々はきちんと仕事ができると私は思つておりますので、

○櫻井充君 い取りスキームを三年延長するということになつたがつて、地方の財源といたしまして、必要なわが有る事務を行なうとか、あるいは最近いたしました受託事務等は、それが遂行できるようなことは十分にやつていかなきやならぬと私は思つておりますから、地方の方々にそういうことの心配がないようにはいたしました。

けれども、それじゃ地方に節約を頼つた後どうなるんだ、そして道路はどうなるんだという具体的なことは、一々道路についての説明を今できるまいります、骨太の方針と銘を打つてありますけれども、いわばこれから基本計画、その中にそ

の方針をうたつていただきたい。その方針に従つて、一、二年かけて國と地方との関係もきちっとやつていきたい。現に地方分権推進委員会でも結論の出ないものは多々あるわけでございます。

つまり、一番根本は、私もそう申しておりますように、地方自治体が自分の自治を本当に守り得る、遂行し得る行政能力と、それとそれだけのいわば住民の合意があるのかどうかということ、こ

この根本をきちっとしなければ國と地方との関係を最善たるものとして役割分担を決めるわけにならぬ問題だと思っておりますので、双方ともに努力しなきゃならぬ問題だと思っております。

○櫻井充君 節約しなければいけないという点については、これはまさしくそのとおりだと思いま

す。

ただ、私は言つておるんです。その節約の中に、國

は一般歳出財源並びに人員等の整理等を通じまして努力いたしますし、また地方は地方なりに経費の節減を、そして今、地方は総額で約九十兆円の予算規模を持っておりますが、その一%相当として九千億円。だから、一兆円相当は節約してくれんだろうかと言つておるんです。その節約が直ちに交付税もぶつた切りてしまふんだといふうなことでござりますけれども、そこへ行くまで少しだけ地方に渡していただきたい。地方の方々はきちんと仕事ができると私は思つておりますので、

○櫻井充君 そのことだけお願いしておきたいと思います。

それでは、次に塙崎衆議院議員の方にお伺いさせさせていただきたいんですけれども、今回、いわば金融再生法の改正といふんでしょうか、これは買

い取りスキームを三年延長するということになつたがつて、地方の財源といたしまして、必要なわが有る事務を行なうとか、あるいは最近いたしました受託事務等は、それが遂行できるようなことは十分にやつていかなきやならぬと私は思つておりますから、地方の方々にそういうことの心配がないようにはいたしました。

したがつて、地方の財源といたしまして、必要なわが有る事務を行なうとか、あるいは最近いたしました受託事務等は、それが遂行できるようなことは十分にやつていかなきやならぬと私は思つておりますから、地方の方々にそういうことの心配がないようにはいたしました。

したがつて、これから制定いたしますところの、經濟財政諮問會議において結論として出してまいります、骨太の方針と銘を打つてありますけれども、いわばこれから基本計画、その中にそ

の方針をうたつていただきたい。その方針に従つて、一、二年かけて國と地方との関係もきちっとやつていきたい。現に地方分権推進委員会でも結論の出ないものは多々あるわけでございます。

つまり、一番根本は、私もそう申しておりますように、地方自治体が自分の自治を本当に守り得る、遂行し得る行政能力と、それとそれだけのいわば住民の合意があるのかどうかということ、こ

この根本をきちっとしなければ國と地方との関係を最善たるものとして役割分担を決めるわけにならぬ問題だと思っておりますので、双方ともに努力しなきゃならぬ問題だと思っております。

○櫻井充君 そのことだけお願いしておきたいと思います。

ただ、私は言つておるんです。その節約の中に、國

は一般歳出財源並びに人員等の整理等を通じまして努力いたしますし、また地方は地方なりに経費の節減を、そして今、地方は総額で約九十兆円の予算規模を持っておりますが、その一%相当として九千億円。だから、一兆円相当は節約してくれんだろうかと言つておるんです。その節約が直ちに交付税もぶつた切りてしまふんだといふうなことでござりますけれども、そこへ行くまで少しだけ地方に渡していただきたい。地方の方々はきちんと仕事ができると私は思つておりますので、

○櫻井充君 そのことだけお願いしておきたいと思います。

ただ、今回、不良債権の直接償却をやるのは大手行だといふことになつていますよね、基本的に

は、そうすると、その影響が恐らく中小の金融機関にも及んでくるであろうし、それから企業にも及んでくることは間違いないことなんだろうと思つております。

そうすると、確かに大手の金融機関は二、三年で処理できるかもしれません。しかし、その後また起こつてくるのではないか。そのことまでも全

部含めた上で、中小の金融機関も含めた上で三年

ておりますけれども、これは塙崎議員の見通しとして、つまりは三年で中止できちんとした形で不良債権の処理が一応一段落ついて金融システムが安定しておられますから、地方の方々にそういうことの心配がないようにはいたしました。

けれども、それじゃ地方に節約を頼つた後どうなるんだ、そして道路はどうなるんだという具體的なことは、一々道路についての説明を今できるまいります、骨太の方針と銘を打つてありますけれども、いわばこれから基本計画、その中にそ

の方針をうたつていただきたい。その方針に従つて、一、二年かけて國と地方との関係もきちっとやつていきたい。現に地方分権推進委員会でも結論の出ないものは多々あるわけでございます。

つまり、一番根本は、私もそう申しておりますように、地方自治体が自分の自治を本当に守り得る、遂行し得る行政能力と、それとそれだけのいわば住民の合意があるのかどうかということ、こ

この根本をきちっとしなければ國と地方との関係を最善たるものとして役割分担を決めるわけにならぬ問題だと思っておりますので、双方ともに努力しなきゃならぬ問題だと思っております。

○櫻井充君 そのことだけお願いしておきたいと思います。

ただ、私は言つておるんです。その節約の中に、國

は一般歳出財源並びに人員等の整理等を通じまして努力いたしますし、また地方は地方なりに経費の節減を、そして今、地方は総額で約九十兆円の予算規模を持っておりますが、その一%相当として九千億円。だから、一兆円相当は節約してくれんだろうかと言つておるんです。その節約が直ちに交付税もぶつた切りてしまふんだといふうなことでござりますけれども、そこへ行くまで少しだけ地方に渡していただきたい。地方の方々はきちんと仕事ができると私は思つておりますので、

○櫻井充君 そのことだけお願いしておきたいと思います。

ただ、今回、不良債権の直接償却をやるのは大手行だといふことになつていますよね、基本的に

は、そうすると、その影響が恐らく中小の金融機関にも及んでくるであろうし、それから企業にも及んでくることは間違いないことなんだろうと思つております。

そういう意味で、実は金融サイドだけではなくて、会社分割とかいろんな手だてを準備しつつありますけれども、あらゆる手を使って金融再生と

産業再生両方を、それも私は緊急経済対策では十分ではないと思っておりまして、要注意先債権先の再生というもののについての手だてをどうものも

もう少し用意していくんではないのかなというふうに思つておりますし、不良債権問題に限つてみれば、このRCGが持つていてまだそのまま回収だけやっているところについて、もっと経済政策

的に意味合いのあることもたくさんあるんではな

いか、それから、これから新たにやってもらえることもあるんではないかと、そういうことを考えながら、柳澤大臣とも御相談の上でこれから徹底的にこの問題を解決しよう、そして、そうしなければ、先ほど申し上げたように、あく抜きができる今まで日本経済が元気になれないのでは世界における役割も果たせない、こういうことだらうと思つております。

○櫻井充君 今、塩崎議員から企業の再生という話がございました。

宮城県では徳陽シティが破綻しまして、今、整理回収機構の方に大分債権が行つてあるんですけれども、これは金融庁にお伺いした方がいいのかかもしれません、何というのでしょうか、任意売買、任意競売、任意取引といふんですか、その中で、地元企業が優先的にそういう物件をもし手を擧げる企業があれば、ぜひ買えるようなシステムをつくつていただけないかなと思つています。

というのは、もちろん、外資が入つてくることが決して悪いとは言いませんし、ほかの県の企業の方に入つてくることが悪いとは言いません。しかし、地域が活性化しない限り私は日本の経済の再生というのはあり得ないと思つております。そういう意味で、地元をどうしていくのかという点から考えてみると、地元企業が手を擧げた場合にはぜひその地元企業が買い取りできるような、それはある程度の値段的な交渉の部分ももちろんありますけれども、ほぼ同額程度であつたとすればそういうスキームもあっていいんじやないか、そういうことがあると、また企業が再生できて、それがかつ地域が活性化されていくんじやないかと思いますが、大臣の御認識、御見解をお伺いさせていただきたいと思います。

○國務大臣(柳澤伯夫君) RCCに譲渡されいる資産の処分の場合でございますけれども、現在のところは、資産の処分、最近ちょっと処分といふか、例えば証券化というようなことについても一つ結果を、現実化しているというようなことでも

あります。基本的にはRCCの成り立ちを引きずつてしまつて、回収というようなことを主たる任業としてきたというようなことも色濃く残つてゐるように存じます。スタッフの構成等もそれ向

きにできているというような感じになつてゐるかと思います。

そういう中で、最近になりまして譲渡あるいは証券化というようなことが出てきておりますけれども、私の認識では、どちらかというとそれはまだ例外にとどまつてゐるよう認識をしておりま

す。しかし、これから、今、塩崎議員がおっしゃつたように、最終処理というようなものを進めるということになりますと、もう少しRCCの力を發揮されども、そうした際に、RCCの側もその

大きさようというようなことにもなるかと思うんですけれども、そういう前提になつていてそれをどのような形でRCCの資産を持つた場合にそれをどのように認識をして申しますか、そういうふうなことにしていくかというときに、譲渡というのは一つの大きな手段になつてこようとも思うわけです。

その際、今、櫻井委員が御指摘になられたよう

な地元の企業への譲渡ということを優先的に考えられないかと、ということになりますが、RCCの

任務というものは基本的に国民負担の最少という

られないかと、ということになりますが、RCCの

任業といふことは基本的に国民負担の最少といふ

ことになりますが、RCCの

金の援助のもとでその整理のための資金も入つておられますけれども、基本的に債務者といふか、銀行でいえばペイオフのような形が、若干の公的資金の、若干ではない、相当大きいですが、公的資金の援助のもとでその整理のための資金も入つておられますけれども、基本的に債務者といふか、保険契約者にもある程度の負担をいたぐ形での整理といふものが、更生特例法のもとで法制的にも整備されているということになつておりますので、そういうようなことからしたら、今先生が言われたようなことも十分可能性としてあり得るという前提で物を考えていつて差し支えない、この

ように考へています。

○櫻井充君 今、金融審議会の方では予定期率の引き下げについて検討されているというふうにお伺いさせていただきたいと思います。たしか生保業界は予定期率の引き下げの必要はないといふふう伺いさせていただいております。たしか生保業界

に、昨年度あたりでしたか、そういう話があつた

かと思いますけれども、現在は生保業界の方から

予定期率を引き下げてほしいという要望はあるん

でしようか。

○政府参考人(乾文男君) 生保の問題でございま

すけれども、現在金融審議会におきまして、保険会社の経営をめぐる問題に適切に対処するためには、財

務面、業務面での対応に加えまして、ディスクロージャーやガバナンスの改善等総合的な取り組みが必要との認識のもとで、生命保険をめぐる総合的な検討を行つてあるところでございまして、四月二十五日に中間的な整理がされたところでござります。契約条件の変更ということも中間的な整理の中でも触れられているわけでございます。

今お尋ねの生保業界がこの問題についてどう考えているかということでございますが、私ども、生命保険業界が外に発表されたものによりまして

命保会社に関しては同じ認識なんぞございましょうか、それとも、今ある生命保険会社はすべて残していかなければいけないという立場なのか、その点について教えていただければと思いま

す。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 今あるとか言われますと非常にこれは具体的の話になつてまいりますので、そういう前提になつていてそれを全部取つ

つけ、これは誤解のないようにしていただきたい払つて、これは誤解のないようにしていただきたいんでござりますけれども、一般論として申し上

げますと、私は、ある種保険会社の場合には、銀行でいえばペイオフのような形が、若干の公的資

金の、若干ではない、相当大きいですが、公的資金の援助のもとでその整理のための資金も入つておられますけれども、基本的に債務者といふか、保険契約者にもある程度の負担をいたぐ形での整理といふものが、更生特例法のもとで法制的にも整備されているということになつておりますので、そういうようなことからしたら、今先生が言われたようなことも十分可能性としてあり得るといふ前提で物を考えていつて差し支えない、この

ように考へています。

○櫻井充君 しかし、生保業界からそういう声がない中で、じゃなぜそういう必要性があるのか。それからもう一つは、逆さやが生じているのかどうか。それから、利差益、費差益、死差益ですか、このようなものが公開されないうちに果たしてそういう予定期率の引き下げなどが議論されないのか、この点についていかがでございましょうか。

○政府参考人(乾文男君) 要望がない中でそういうことを検討していいのかという点につきましては、現在そういう点も含めまして金融審議会で検討を行つておられるわけでございますが、金融審議会は、先ほど来申し上げましたように、この問題のみならず生命保険をめぐる総合的な検討を行つてゐると、その中で、この問題につきましても、昨

年來と申しますか、いろいろなことが議論の俎上に上つておりますことから、金融審議会の第二部

会あるいはその下のワーキンググループにおきましては、既保険契約についての契約条件の変更を可能にすることのいわば是非について御議論をいたしてまいりました。御参考までに、四月二十五日の中間的な取りまとめの中を御紹介いたしますと、いろいろな御意見が出ておりまして、例えば、過年度について契約者に高い利回りを保証した長期の生命保険契約についていわゆる逆ぎやが発生しており、運用環境が改善されない限りこの問題の解消には相当の時間を要するから、やはり保険契約の条件を変更可能とする制度を整備すべきとの御意見もござります。

になりましたと同様の觀點から、もしも契約者に予定利率の引き下げということでの負担を求めていくならばそういう損益というものを明らかにして、べきじゃないかという御意見も出ておりまして、そういう点につきましても審議が行われているところでございます。

○櫻井充君 しかし、利差益に關してですけれども、現在の利差益というものが本当の利差益をあらわしているのかどうかはわからないという指摘もあるのではないかであります。つまり、公表邀請などいうのは極めて架空の数字だと。なぜならば、基準配当利回りから算出されているということであって、実際それだけの実績があるかどうかは疑

○櫻井充君 要するに、財産権の侵害に当たるかどうかといふ議論をこれからしなければいけない問題だらうと思うんです。

そういう意味で、会社の経営といふものをきちんとした形であらわしてもらわなければ契約者の方々が納得するとは私はとても思えないわけです。しかも、その死差益、費差益に関しては、これは企業秘密だといってまだいまだに公開していただけない。そして、ましてや利差益も、計算算方法いろいろあって、ここにあるように本当の数字かどうかかもわからないと。こういう状況の中で、果たして予定利率を引き下げるという議論ができるのかどうか。私は契約者の一人として、こ

また逆に、条件変更の道を開くことは契約者の保険業に対する信頼が失われること、経営状況の悪化した会社には更生特例法等による早期の破綻処理を行うことにより同様の対応が可能となること、経営責任の追及があいまいになることがあること、制度を導入しても、解約の増加等により実際にはワークしづらいと考えられるこころから、否定的な見解も出しているわけでござります。

また、これに対しまして、経営責任の明確化や十分なディスクロージャーなどを通じて、契約条件の理解を得ながら、破綻処理に至る前に契約条件の変更を行うことは保険会社の自助努力の道のととして否定されるべきではないとの指摘もあたところでございます。

その他、多数の意見が出ておりますけれども、まさに現在そういう観点から金融審議会におきまして御議論をいただいているところでござります。

それから、先ほどの逆ざやの問題につきまして、生命保険業界が公表しております逆ざや、わゆる公表逆ざやといふものは一定の定義によつてございますが、それを別にいたしまして、いわゆる費差損益でござりますとか、死差損益、利差損益といふいわゆる三利源の問題につきましても、金融審議会におきまして、今先生が御指

○政府参考人(乾文男君) 昨年度まで生命保険会社が公表しておりましたいわゆる公表逆ざや額をもつて、死差損益が生じている保険契約で、費差、死差配当額を充當してもなお差損額が発生している各契約の当該差損額の合計額といふ定義になつてゐるわけでございまして、今先生御指摘になりましたよな、ややわかりにくいという御指摘もあつたわけでございまして、そうしたことから、先般発表されました十二年度の決算におきましては、多くの保険会社におきましてそうした占についてのわかりやすくする工夫もされているふうに承知をしております。

この問題を端的に国民の方に御説明するには、公表逆ざやといふそういうアプローチもございますけれども、それでは利差損益が幾らなのかといふことを見ることが必要かと思いますが、十一年度の数字で恐縮でございますけれども、それで目とすると、利差損益はマイナスの一兆四千億円、一兆四千億円の赤といふことになつております。ただ、費差損益、死差損益を加えましたいわゆる二利源の合計では、ネットで二兆二千六百億円程度の黒になつてゐるという状況がございます。

○櫻井充君 今 要するに全部の企業が同じ会計を行つてない、つまり同じ計算を行つてない

なということで、先ほど來の御指摘のように、わざりやすくするという努力の中で、現時点では全部が統一されていないという問題はあるわけでございますが、利差損という概念でありますたならば違ひというものはないわけでございます。それで、それ全体のマクロの数字は先ほど申し上げたような数字ということでござります。

○櫻井充君 ここに議事録がございます、実は。その議事録の中である方がこう言つておられるわけですよ。公表逆ざやの額は極めて架空の数字だと。基準配当利回りから算出されているものであります。本当にそれだけの実績があるかどうかは疑問であります。そして、途中略しますけれども、本当の逆ざやを明らかにする必要があると思うとあるオペレーバーの方は言つていらっしゃるわけですよ。どうですか。

○政府参考人(乾文男君) 金融審議会の議論の中でも今おっしゃつたような趣旨の意見というのも出ているということございまして、私先ほどお聞きいたしましたけれども、もしも予定期率を変更することによって契約者に負担を求めるのであれば、それに先立つて経営責任の明確化や十分なディスクロージャなどを通じて契約者の理解を得ることが不可欠であるという御意見が強く出されています。

されではとてもじやないけれどもやつていけないんぢやないだらうかといふ感じがいたしております。それと、ちょっと時間がないので、割と驚くべき議論がされている中で、私は以前この委員会である学者の方がつくられたソルベンシーマージン比率で二〇〇を切っている企業があるんぢやないかという話をしたときに、柳澤大臣からちょっと言葉を慎むようにと注意を受けたことがございますが、この中で、米国式のソルベンシーマージン比率できちんと計算されているんですよ、皆さんも実は。そしてこの中で、三社は二〇〇を切っている、しかもアメリカ式でいえば二五〇だと、いうことになると、四社はそういう危険水域にあるよううな旨も議論されていて、こういう議論があるからこそ予定利率を引き下げなければいけないといふ話になつてゐるんだらうと思うんです。

若干話はずれるかもしれませんけれども、私は医者のときに、がんの患者さんに対してきちんと告知した方が医者と患者さんの関係というのは非常によかつたわけです。それを中途半端に告知したりしなかつたりした場合にどうなるかといふと、患者さんも不安になりますし、それから家族の方もどういう態度をとつていいかわからぬといふことがあるわけです。

むしろ、こういう議論をされるんだとすれば、

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

やはりききちんとした形でオープンにされて、それで議論するべきことではないかと思いますが、その点についていかがですか。

○政府参考人(乾文男君) 生保に限りませんで、ディスクロージャーをきちっと行うということは、これは基本的な課題であるというふうに考えているわけでございます。

それで、生命保険にございましても、先生顯に御案内のように、昨年来、生保会社の破綻が相次いだこともございまして、ソルベンシーマージン基準の見直しを金融庁として行いましたほか、生保会社の基本的な収益の状況を適切に示す指標として「生保会社の純資本比率」(三月三十日現在)を

決算から各社よりディスクローズさせまして、で
きる限りそうした共通の指標で比較可能性という
ものを明らかにし、契約者の方が御自分で判断で
きるような条件を整えているところでございまし
て、今後とも適切なディスクロージャーがなされ
るようご対応してまいりたまと思つております。

現在審議中の金融審におましましても、そうした御意見が強く出されているところでございます。
○櫻井充君 洋みません、今のディスクロージャーの話ですけれども、それが実はディスクローズされていないのではないかという指摘もありますけれども、いかがでしょうか。きちんとそれは

○政府参考人(乾文男君) 先ほどお答えいたしましたように、ディスクロージャーを進めるという観点から、昨年、保険業法の改正で公的資金の投入の可能性を認めていたぐ審議のときにも、保険会社が持っております資産につきまして、いわゆる銀行のSEC基準と同様の厳しい開示基準を導入いたしましたし、またソルベンシーマージン基準につきまして、先ほど申し上げましたような強化を図りました。また、基礎利益というものの公表を事実上義務づけまして、ことしの六月に発表されました決算におきましては、それらによりましてディスクロージャーが行われているところと考えております。

○櫻井充君 ディスクロージャー、ディスクロー
ジャーとお話をございますが、ここの中でもう
一つこういう意見もあったわけです。予定利率を
引き下げる必要がないと言つてゐるわけじゃなく
て、必要はあると思うけれども、破綻を破綻でな
いよう見せかけていることを問題視していると
いうふうにおっしゃつてゐる方もいらっしゃいま
すし、これはACCJの方ですけれども、世界か
ら見たときに、破綻時以外に契約条件の変更を行
うことについて違和感を感じる、外国の投資家か
ら見ても日本市場に対する不信感につながるので
はないか、こういう意見もあるわけです。
つまりは、金融厅としてディスクロージャー、
ディスクロージャーとおっしゃいますけれども、
肝心なところがきちんと出されていないんじゃな
いかという気がいたしますが、いかがですか。
○政府参考人（乾文男君） ディスクロージャーに
つきましては先ほど来お答えをしているとおりでござ
いまして、ちょっと重複は避けたいと思います
が、破綻と契約の予定条件の変更との関係でござ
いますけれども、これも昨年改正をお認めいただ
きました保険業法等の中で将来収支分析というも
のを行うようになりまして、将来のある程度まで
の收支分析を出して、それが一定の条件になつた
場合には更生特例法の申し出をすること、主務官
庁にそういうことをインフォームすることを義務
づけるということになりました、いわば経営が将
来少し危なくなるという見通しのときに早目早日
に対応することが可能な制度をお認めいただいたた
わけでございますけれども、金融審議会の場にお
きましては、更生手続法がそのように改正された
現在のもとでは、更生手続法によつて進める方が
より公平な処理というものができるのではないか
といふ御意見も強くあるところでございまして、
先ほど申し上げましたように、さまざま御意見
を踏まえて、現在御審議をお願いしていふところ
でございます。

その審議を行つていただいておりまして、今月中に取りまとめをお願いしたいというふうに思つておりますが、とりわけ既保険契約の条件変更の問題につきましては、国民保険契約者にとって深くかかわりのあるものでございますので、その内容について国民保険契約者の理解を得られることが重要であると考えております。

したがいまして、今後この問題の検討を進めていくに当たりましては、何らかの形で広く一般から意見を求めるなど、国民の皆様からの意見が十分配慮されるよう努めていく必要があると現時点で考えております。

ども、私は議事録を読ませていただきましたけれども、非常にいい内容なんだと思うんです、いろんな意見が出ていて。こういう議論を重ねているというところをむしろ国民の方に見せるべきじゃないか、ワーキンググループでの話し合いについて。そういうことがあってこそ初めてどういう状況にあるんだということを皆さん気が知るわけであって、これを陰でやって、陰でやってという言葉は悪いかもしれないけれども、いきなり予定の利率だけ引き下げるというようなことになつたときになかなか理解は得られないんだろうと思ひます。小泉内閣になって、政策決定過程に関してはきちんとした形で情報公開されるというのであれば、ぜひこの議事録も公開していただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○久保亘君 竹中大臣、速水総裁、忙しい中を御苦労さまです。

その審議を行つていただいたのであります。今月中に取りまとめてをお願いしたいというふうに思つておりますが、とりわけ既保険契約者の条件変更の問題につきましては、国民保険契約者にとって深くかかわりのあるものでございますので、その内容について国民保険契約者の理解を得られることが重要であると考えております。

したがいまして、今後この問題の検討を進めていくに当たりましては、何らかの形で広く一般から意見を求めるなど、国民の皆様からの意見が十分配慮されるように努めていく必要があると現時点で考えております。

○櫻井充君 済みません、もう時間になりました。

最後にもう一つだけお伺いしたいのは、この議事録はいつ公開されるんですか。金融審議会の議事録というのはいつ公開されるんですか。

○政府参考人(乾文男君) 金融審議会にいろいろなレベルがございまして、金融審議会、それからその下に金融分科会、それから第二部会とございまます。が、その下にありますワーキンググループといふものは部会での審議に供するためのいわばたたき台的なディスカッションを行つてあるところをございます。このワーキングでの議論は公表を前提としているわけですが、そこでごぞざいます。

今後、金融審の第二部会に上がつてしまいましてそこでの議論が行われるわけでございますが、生保の問題につきましても何度も金融審の第二部会で議論が行われておりますけれども、第二部会自体は原則として公開ということになつてゐるわけでございます。

ただ、意見の取りまとめを行う直前の段階は、これは事柄の性格上非公表とすることとされておりますけれども、基本的には金融審議会、金融分科会、それからその下の部会というものの議事はことしの一月以降公開としているところでござります。

ども、私は議事録を読ませていただきましたけれども、非常にいい内容なんだと思うんです、いろんな意見が出ていて。こういう議論を重ねているというところをむしろ国民の方に見せるべきじやないか、ワーキンググループでの話し合いについて。そういうことがあってこそ初めてどういう状況にあるんだということを皆さん方が知るわけであって、これを陰でやって、陰でやってという言葉は悪いかもしないけれども、いきなり予定の利率だけを引き下げるというようなことになつたときになんか理解は得られないんだろうと思います。小泉内閣になつて、政策決定過程に関してはきちんととした形で情報公開されるというのであれば、ぜひこの議事録も公開していただくことを要望いたしまして、私の質問を終わりります。

○久保亘君 竹中大臣、速水総裁、忙しい中を御苦労さまです。

最初に竹中さんにお尋ねいたしますが、去る六月十五日、日銀の政策委員会・金融政策決定会合が開かれましたが、今までこの種の会合には審議官が出られて、大臣が直接御出席になるということとはほとんどなかつたのでございますが、このたび竹中大臣がこの会合に御出席になりました思いはどこにございましたか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 私、大臣に就任させさせていただいた最初の記者会見から、日銀の政策決定会合にはぜひ出させていただきたいということをずっと申し上げてきました。新日銀法においては経済財政政策担当大臣またはその指名する職員がその会合に出席することができるということになつているわけでありまして、現実問題として今の前身の経済企画庁長官のポストでも尾身長官や堺屋長官は御出席になつていらっしゃいました。その意味では、これはやっぱり政府の政策決定のシステムとして、政府と独立した日本銀行が政策についての議論、意見交換をするという場所で、大変私は重要だというふうに思つております。

くて、日程が許せば毎回出させていただきたいと
いうふうに思つておりまして、先月はたまたま海
外出張と重なつて出ることができなかつたのであ
りますが、今回したがつて出させていただいた。申
来月以降も日程が許せば出させていただいた。申
し上げましたように、新日銀法の趣旨のつと
て、政府と独立した日銀との間での意見交換を
行つて整合的な政策決定に資するような、そういう
形に持つていければというふうに思つております。

○久保亘君 六月十五日の会合は九時一分に始
まつて十二時十一分に終わつております。あなた
が御出席になりましたのは、半分過ぎるころ、十
時二十五分ごろに御出席になつておりますね。
今おっしゃいましたよなことからしますと、
最初から御出席になるのがよいのではないかなど
思ひますが、その席で報道されているよな御発
言をなさいましたか。それは、この時期は政策總
動員体制が重要である、日銀に期待するところは
大きいという意味の御発言をなさいましたか。
○国務大臣(竹中平蔵君) 前半の御指摘のありま
した出席時間の問題であります、たしかその日
は閣議がありまして、その後の記者会見をやつ
て、それで日銀に飛んでいった、それで出席時間
が御指摘のような時間、正確には覚えておりませ
んが、後半の時間になつたというふうに記憶して
います。

初めての出席でありましたので、具体的な政策
決定ということではなくて、ごあいさつも兼ねま
して、私自身としては、現状認識としては、経済
が非常に厳しい状況になつてきていて、かつ財政
の手が縛られている状況の中で、一般論として金
融政策に対する期待は大きい、ということ、そう
いったことも含めて、これは財政金融、財政の中
でもいろんな形があると思いますが、政策を
可能な限り総動員して事態に当たらなければいけ
ない、そういう認識を持っているという話をさせ
ていただきました。

○久保亘君 私が申しましたことを直接肯定され

たわけではありませんけれども、御出席になつて
意見交換する中で日銀に期待するところは大き
いと、もし今日の日本経済をめぐつてのそのよう
なものは何でしょうか。

○國務大臣(竹中平蔵君) 日本銀行は既に三月十
九日にさらなる量の拡大を含む新しい政策をとる
ということをスタンスとして決めていらっしゃ
います。私自身は、日本銀行がさらにそういう積極
的な政策をとる体制になつているということを非
常に積極的に評価させていただいておりまして、
それについて、その事態を見ながら、柔軟な、
機動的な実行を行つていくことであらうか
と思っておりますので、そういう意味で今この政
策の枠組みの中で機動的かつ柔軟な実行を期待す
るということを申し上げたつもりです。

○久保亘君 速水總裁にお尋ねいたしますが、政
府の担当の大臣が政策委員会にわざわざ出席され
て、そして御発言になるというのは、政府と日銀
の関係からいっても非常に重いことであります。

○参考人(速水優君) そのときの大臣の発言をどのよう
に受けとめられたと受けとめております。

○参考人(速水優君) ただ、政府からの意見表明の内容を含めま
して、金融政策決定会合における議論の内容につき
ましては、会議の約一ヶ月の後に議事要旨を公表

することになります。その公表が行われま
すまで、どういう議論が行われ、だれがはもちろ
ん、どういう意見が出たかといふことにつきまし
ては一切公にしないことになつておりますので、
どういう議論がなされ、どういう意見が吐かれた
かということにつきましては今ここでは差し控え
なことが考えられるのですか。

○参考人(速水優君) 今、竹中大臣が御答弁にな
りましたように、新しい日銀法十九条に、政策決
定会合には財務大臣と經濟財政政策担当大臣が出
席する、それができないときには代理に出ていた
だくということになつております。そういう意味
で、大臣に御出席いただくことは私どもとしては
大歓迎でございます。

○参考人(速水優君) 今、竹中大臣も説明されましたように、二日目

の後半の部分だけしか大臣御自身はおられなかつ
たわけですから、先々月来二日に分けて、今

回の場合は十四日の午後と十五日の午前というこ
とで、最初の日には執行部から状況判断その他を
説明し、二日目にはそれをお聞きいたいた委員

方の判断や議論が行われまして、最後に政策をど
うするかということについて各委員からの御提言

なり御意見の表明がございまして、それを私が議
長としてまとめて議案にかけるということになつ
ております。

今、竹中大臣がおっしゃいました、後半におい
たと。その上で、私も意見を申しましたし、最後
に经济財政政策担当大臣と、財務大臣のかわりに
来られた総括審議官でしたか、はつきり覚えてい
ませんが、からの御意見を聞く、これはいつもの
しきたりでございまして、特に今回は竹中大臣み
ずから初めて御出席になりました、構造改革を含
めた内閣の方針や經濟情勢についての認識等を
直接御説明いただきましたことは大変有意義で
あつたと受けとめております。

○参考人(速水優君) ただ、政府からの意見表明の内容を含めま
して、主たる操作目標をこれまでの無担保コ
ルレートのオーバーナイト物から日本銀行当座預
金残高に変更する、この結果、無担保コールレ
ート、オーバーナイト物の変動は、日本銀行による
潤沢な資金供給と補充貸付制度による金利上限の
もとで市場にゆだねられることになるということ
を発表いたしましたと同時に、実施期間のめどと
して、消費者物価指数が安定的に前年比ゼロ以上
になるまでこの政策は��けていくということと、
当座預金の市場金利の一段の低下、当面の日本銀
行の当座預金残高を五兆円程度に増額するとい
ふことで、この結果、無担保コールレートはこれま
での誘導目標である〇・一五%からさらに大きく
低下して、通常はゼロ%近辺で推移するものと予
想されるということとございまして、具体的にど
ういう状況か、そのときの判断によるものでござ
いまして、金融市場の混乱などが起るというよ
うなことが考へられると思ひますけれども、それ
以外のときには、今申し上げたような、決めた政
策のもとで金融市場局が責任を持つて日々の資金
需給を調節しておるわけでございます。

○参考人(速水優君) どうもお聞きしていることと丁寧に
お答えいただいていることとうまくかみ合わない
ので、少し私の方には不満な気持ちが残りますけ
れども。

○参考人(速水優君) それじゃ、竹中さんに聞きましたよ。日銀は二

十八日に金融政策決定会合をまたお開きになるん

で決めたということになつております。しかし、
その後段に長い文章がついておりますね。資金需
給が大きくなつて非常に不安定になつた場合に
は、新たな措置を現状維持という決定にこだわら
ずやりますということが書いてありますね。それ
は具体的にどういうことかと聞いておるんです。

○参考人(速水優君) 三月十九日の日に政策の変
更をいたしまして、そのときに決定いたしました
決定事項について、今回は現状維持でいくという
ことを決めたわけでございます。

○参考人(速水優君) この三月十九日の決定につきましては、もう御
承知かと思ひますけれども、金融市场の調節に當
たつて、主たる操作目標をこれまでの無担保コ
ルレートのオーバーナイト物から日本銀行当座預
金残高に変更する、この結果、無担保コールレ
ート、オーバーナイト物の変動は、日本銀行による
潤沢な資金供給と補充貸付制度による金利上限の
もとで市場にゆだねられることになるということ
を発表いたしましたと同時に、実施期間のめどと
して、消費者物価指数が安定的に前年比ゼロ以上
になるまでこの政策は続けていくということと、
当座預金の市場金利の一段の低下、当面の日本銀
行の当座預金残高を五兆円程度に増額するとい
ふことで、この結果、無担保コールレートはこれま
での誘導目標である〇・一五%からさらに大きく
低下して、通常はゼロ%近辺で推移するものと予
想されるということとございまして、具体的にど
ういう状況か、そのときの判断によるものでござ
いまして、金融市場の混乱などが起るというよ
うなことが考へられると思ひますけれども、それ
以外のときには、今申し上げたような、決めた政
策のもとで金融市場局が責任を持つて日々の資金
需給を調節しておるわけでございます。

○参考人(速水優君) どうもお聞きしていることと丁寧に
お答えいただいていることとうまくかみ合わない
ので、少し私の方には不満な気持ちが残りますけ
れども。

○参考人(速水優君) それなら私の方からお聞きします
が、確かに現状を維持するということを全員一致

です。そのときに、現状維持という十五日の決定よりもさらに金融緩和に役立つ追加的措置をやつてもらいたいという気持ちが竹中さんの方にはおありですか、どうですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) それは今後の状況、さらにはその決定会合での議論を踏まえて考え方させていただくべきことだと思います。

○久保亘君 優等生の答弁がどうか知りませんが、ここで言質を残さないめにはそういう言い方しかできないと思います。しかし、それなら私は聞きたいことがあります。

今の日本経済の状況を、これから二、三年は低成長を我慢しろとおっしゃっているのはあなたじやありませんか。あえてゼロ成長に近い○・五%と報道されているような見通しを甘受しろ、甘んじて受けろということをだれが受けるのか知りませんが、そういうことをおっしゃっているあなたが、今日の日本経済に対応する手段として何か考えられるかということに対しても、今後の状況を見てと、そんな話はないでしょ。

○国務大臣(竹中平蔵君) 新聞に書かれた○・五

という数字は私は承知しておりませんが、基本的にはこの二、三年は集中期間として低成長にならざるを得ないというふうに考えています。それは、しかし我慢ではなくて、そななざるを得ないというふうに考えているわけで、ない物ねだりをしてはいけないのでないだろうかという見解を述べているだけであります。

○久保亘君 甘受するという日本語は我慢すると

いうことに通じませんかね。私はそう思いますがね。それなら、私もこの間、あなたのテレビの御発言を真剣に聞いておりました。そのとき、司会者が今度の経済財政諮問会議の基本方針の最終案に見通しを○・五%として明示されるんですかといふ意味のことを聞きましたら、全然違いますとお答えになりましたですね。○・五は全然違うとおっしゃったんだから、それならばあなたが見ておられる成長の見通しは幾らになるんですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) あれは、タウンミーティングの途中でたしかテレビ朝日の番組がある意味で入ってきました、それで非常に短いやりとりで、それが全然違うという、書き方の問題を申し上げたつもりです。

私自身がどの程度の経済成長を認識しているのかという点については、これは非常に重い問題だと思います。そうそう軽々には言えない。今、経済財政諮問会議でこういった一つのシナリオを明確にするためにマクロモデルを使った試算をやっています。そうすれば予算委員会等々で申し上げましたけれども、その作業はまだしばらくかかります。経済財政諮問会議の骨太の方針に合わせて、これはどういう形になるかわかりませんが、私なりの一つのガイドラインというか、シナリオについての一つの見方みたいなものは示すつもりでありますので、今の議員のお答えをいたしては、その中で何らかの見方を示させたいと思っております。

○久保亘君 ○○年度は、最終的に成長率は政府見通しの一・二を下回つて○・九ぐらいという見方がございます。また、今年度は最終的には、民間のシンクタンクの調査結果を見ましても軒並みマイナス成長ということになっておりまして、一・七%の見通しは既に崩壊したと新聞は伝えておられます。そういう中で、政府はなぜか言わない。

そこで、私は、国民の側に立ちますと、今のよう情報が大量に同時に全日本に伝わる、日本というよりは世界に伝わるという時代に、政府だけが見通しも発表し得ないという状態の中では経済的な不安というのにはますます大きくなるばかりだと思います。

そこで、私は、国民の側に立ちますと、今のよ

うに情報が大量に同時に全日本に伝わる、日本というよりは世界に伝わるという時代に、政府だけが見通しも発表し得ないという状態の中では経済的な不安というのにはますます大きくなるばかりだと思います。

○久保亘君 ○○年度は、最終的に成長率は政府見通しの一・二を下回つて○・九ぐらいという見方がございます。また、今年度は最終的には、民

間のシンクタンクの調査結果を見ましても軒並みマイナス成長ということになっておりまして、一・七%の見通しは既に崩壊したと新聞は伝えておられます。そういう中で、政府はなぜか言わない。

○国務大臣(竹中平蔵君) 先ほども申し上げましたように、かなり自信を持つたはつきりとした数字を出すためには厳密な計量的な分析が必要ります。私自身このポストについてまだ二ヶ月でありますし、それ以前から諮問会議では若干の準備を進めていますけれども、マクロモデルによる分析はあと数カ月はかかるというふうに認識しております。ただ、今議員おっしゃったように、そういうめどを示すことは、私はやはり一つの政府の重要な役割であらうというふうに考えていました。

○久保亘君 この百五十一通常国会が始まりましたのはことしの一月三十一日であります。その数日前、時の首相森さんはダボスの世界経済フォーラムに出席され演説をされました。その演説は、日本経済における構造改革は順調に進んでおつて、間もなく日本はかつてのように世界経済の先端に立って貢献できるであろうということを言われて、そして経済成長率は、本年度じゅうと

で、私の申し上げた数字も大体この幅の中に入っているんですが、一部誇張されている大きな数字ほどではないだろうということは申し上げたとおりであります。経済財政諮問会議では今そのための勉強会というか研究会をやっておりますので、厳密なモデルによる試算のその前の段階の何らかの見方については、遠からず何らかの数字を議論させていただけるのではないかと思います。

議員、もう一つあります。例えばアメリカでは、そのままけれども、これは私はルールの問題でありますけれども、私は、アローバンスとしてこの程度のことは、やはりいつの時点かに明示しなければ予算の編成もできません。したしまから、そのときはこの程度のことはということは私たちも考えてみたいと思うておりますけれども、今の段階で何%ということはちょっと申し上げにくいと思います。

○久保亘君 私のときには潜在成長率を辛うじて維持しておった時代であります。今とは違うです。

○久保亘君 私のときには潜在成長率を辛うじて

維持しておった時代であります。今とは違う

です。

○久保亘君 私

竹中さんは当時、学者としていろいろと政府の経済財政運営に関しては御助言もなさっておったのかと思うのであります。このときの森演説について御存じでありますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 私は政府に対する助言というような立場にはもちろんありません。勉強会等々でいろんな先生方と御議論を自由にさせていただいておりました。

今の大ボス会議のスピーチ件であります。私は自身は大ボス会議にておきましたので、その総理の発言をお伺いしております。

私の記憶では、たしか森スピーチは、二、三年で世界の最先端 フロンティアで活躍できるようなところに行けるめどが立つたと、そういうような趣旨のお話をされたと思います。

今年度の成長に関しては、ちょっと後でまた数字を確認いたしますが、今年度で潜在成長力に近いというのは、潜在成長力を2%ぐらいと想定して、政府経済見通しは一・七でありますから、それに近いという、そういう政府経済見通しの話をなされたのだと思います。これが幾つかの事情で大変困難な状況になつて、やうに私も認識しておりますが、森総理のスピーチを知つて、かといふことに関しましては、私は大ボスであります。久保亘君 もう一つお聞きしますが、二月の初めに国会において森首相の施政方針に対する両院の代表質問がございました。そのとき、官澤前財務大臣が長い答弁に立たれまして、財政再建と景気回復と二つの道を歩むことはできない、今我々はそういう意味では景気回復のために全力を傾注すべきである、その手段としては四つのことが考えられる、一つは公共事業を中心とした、何といふ言葉を使ってありますか、財政支援でしたか出動でしたか、それから減税、金融、雇用ということを挙げられました。また森さんは、同じ本会議答弁の中で、三つの過剰を今解消しつつある、そういうことが頭にあって大ボス演説もやつたんだと、こう言っておられる。三つの過剰というの

は、過剰設備、過剰雇用、過剰債務だそうです。

こういう考え方方に立つて、とにかく景気回復型の財政出動を中心にして、財政再建はその後のことよという考え方で前内閣まで来たことは疑う余地はありません。これは時の首相や財政担当責任者の公式な発言によって明らかなどころであります。

そ

うすると、これらの考え方というものは、今造改革を前面に立てていくものである、したがつて概算要求の基準にしても従来とは全く発想の違

ることは日米首脳会談によつて国際的な公約となる、こういうことで進んでいると考えてよろしくうございますか。財務大臣、どうぞ。

○国務大臣(塩川正十郎君) 久保さんのおっしゃる正をお願いしたいということはございませんで、私はそのとおりだと思いますから、私はそれがそのとおりだと思うんですけれども、小

さなことには、構造改革をした後どのように予定しておられるということがありますから、私はそれをそのとおりだと思うんですけれども、小

さなことには、構造改革をして引き取つてみると、若手のニュアンスの違いがあると思うんです。

それは、森総理のとき、あるいはその前の小渕内閣のときもそうですが、とにかく景気回復を図らなきゃいかぬということが、一九九八年のときには大きな景気の落ち込みがございました。あの落ち込みをとにかく回復しなければならないこと

は、まさに一番前で聞いておりました。

○久保亘君 もう一つお聞きしますが、二月の初めに国会において森首相の施政方針に対する両院の代表質問がございました。そのとき、官澤前財務大臣が長い答弁に立たれまして、財政再建と景気回復と二つの道を歩むことはできない、今我々はそういう意味では景気回復のために全力を傾注すべきである、その手段としては四つのことが考えられる、一つは公共事業を中心とした、何といふ言葉を使ってありますか、財政支援でしたか出動でしたか、それから減税、金融、雇用ということを挙げられました。また森さんは、同じ本会議答弁の中で、三つの過剰を今解消しつつある、そういうことが頭にあって大ボス演説もやつたんだと、こう言っておられる。三つの過剰というの

構造改革をすること以外にない、こういうことで考え方をまとめたのでございまして、それが構造改革なくして景気回復なしという小泉総理の発言になつたと、こう理解していただきたい。

したがいまして、今まで右肩上がりのそれ行けどんとやつてしまひました。この上に立つての経済の下支え、それはそれなりの効果はあつたけれども、これから新しい時代に向かうために構造転換もあわせて同時に進行していくなきやならぬのだという考えに立ちまして、同時進行といいましょうか、一体のものである、景気回復と

おっしゃるとおりでござりますけれども、しかし、趣旨をこちらの方に引き取つてみると、若干のニュアンスの違いがあると思うんです。

それは、森総理のとき、あるいはその前の小渕内閣のときもそうですが、とにかく景気回復を図らなきゃいかぬということが、一九九八年のときには大きな景気の落ち込みがございました。あの落ち込みをとにかく回復しなければならないこと

は、まさに一番前で聞いておりました。

○参考人(速水優君) 前に述べましたように、去年の七、八月ごろからゼロ金利の解除ができるようになります。

したがつて、それでは構造改革をした後どのようにことを想定しておるのかということがござります。

中大臣を中心としてまとめております経済財政諮問会議において基本方針としての骨太方針を出してもらうということでございまして、それを受けまして私たちは、要するに政府としては、財務省

を中心といたしました実施設計図をかかなきやいなかぬというところでやつていますのは、要するにデザインと基本設計でがちつとしたものをやつておいてもらわぬと実施設計をかけませんの

で、そこはきちっと骨太の方針を出してもらつて、私たちはそれを受けて直ちに実施設計をいたしました。

その際に、構造改革をやりながら景気対策をやるということは非常に難しいテーマではございませんので、過去におきますところの予算の分捕り、つまりシニア、シニアにこだわらないようにして

ほしいと、こういうことを申しております。それじゃ、何を基準にするのかということでおられますけれども、私たちがよく言つております

ように、国債発行を三十兆円に抑えなきやならぬのだ、この事情は久保先生だったらもう十分知つておられるんですけど、全部政府の中にも浸透しておりますから、それを基準にするならば、自らの役所としてはこの程度の概算要求でそれぞれの事業を見直していくこうということを自主的な判断でとにかく出してくれと、こういうことを言つておりますから、それを基準にするならば、

構造改革をする以外にない、こういうことで考え方をまとめたのでございまして、それが構造改革なくして景気回復なしという小泉総理の発言になつたと、こう理解していただきたい。

したがいまして、今まで右肩上がりのそれ行けどんとやつてしまひました。この上に立つての経済の下支え、それはそれなりの効果はあつたけれども、これから新しい時代に向かうために構造転換もあわせて同時に進行していくなきやならぬのだという考え方にして、それを基準にするならば、自らの役所としてはこの程度の概算要求でそれぞれの事業を見直していくこうということを自主的な判断でとにかく出してくれと、こういうことを言つておりますから、それを基準にするならば、

構造改革をする以外にない、こういうことで考え方をまとめたのでございまして、それが構造改革なくして景気回復なしという小泉総理の発言になつたと、こう理解していただきたい。

したがいまして、今まで右肩上がりのそれ行けどんとやつてしまひました。この上に立つての経済の下支え、それはそれなりの効果はあつたけれども、これから新しい時代に向かうために構造転換もあわせて同時に進行していくなきやならぬのだという考え方にして、それを基準にするならば、自らの役所としてはこの程度の概算要求でそれぞれの事業を見直していくこうということを自主的な判断でとにかく出してくれと、こういうことを言つておりますから、それを基準にするならば、

構造改革をする以外にない、こういうことで考え方をまとめたのでございまして、それが構造改革なくして景気回復なしという小泉総理の発言になつたと、こう理解していただきたい。

したがいまして、今まで右肩上がりのそれ行けどんとやつてしまひました。この上に立つての経済の下支え、それはそれなりの効果はあつたけれども、これから新しい時代に向かうために構造転換もあわせて同時に進行していくなきやならぬのだという考え方にして、それを基準にするならば、自らの役所としてはこの程度の概算要求でそれぞれの事業を見直していくこうということを自主的な判断でとにかく出してくれと、こういうことを言つておりますから、それを基準にするならば、

構造改革をする以外にない、こういうことで考え方をまとめたのでございまして、それが構造改革なくして景気回復なしという小泉総理の発言になつたと、こう理解していただきたい。

したがいまして、今まで右肩上がりのそれ行けどんとやつてしまひました。この上に立つての経済の下支え、それはそれなりの効果はあつたけれども、これから新しい時代に向かうために構造転換もあわせて同時に進行していくなきやならぬのだという考え方にして、それを基準にするならば、自らの役所としてはこの程度の概算要求でそれぞれの事業を見直していくこうということを自主的な判断でとにかく出してくれと、こういうことを言つておりますから、それを基準にするならば、

構造改革をする以外にない、こういうことで考え方をまとめたのでございまして、それが構造改革なくして景気回復なしという小泉総理の発言になつたと、こう理解していただきたい。

うな減税の効果として出てくるのか。まだ実際のところは金融資産を株式市場に持ち込むことについては非常に不安や、目に見る、耳に聞くトラブルが多く過ぎる。だから、あそこは危ないところだという気持ちが抜けない以上は株式市場の活性化というのには私はなかなか難しいと思うんです。

百万円の控除ということで、そのことによつて市場に目を向ける層というのがどれぐらいあるのかというの是非常に考えにくんですが、大臣はどう思われますか。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 戦後、財閥解体のときができるだけ個人株主といつものが多くしようとした

いうことで、昭和二十六年ごろでございますか、かなり個人株主の株式保有割合というのは高かつたわけですが、その後は久保委員も御承知のとおり、最初は昭和四十六年ごろの資本の自由化ということで、企業の經營者というのは安定株主が欲しいということで法人に株を持ってもらうというようなことを随分やりました。

さらには、バブル期にエクイティーファイナンスということで、株式の時価発行というものが企業経営者にとって大変うみのあることだということで、それにはできるだけ時価が高い方がいいということで、市場に流通するいわゆる玉を少なく持っていく、需給関係をタイトに持つしていくというような動きの中で、これまたそうした法人筋に株を持つてもらうというようなことが随分奨励されたというようなことも聞くわけでございましょうが、そうした中で一貫して、いつときは非常に個人が株式を持った時代があつたんですが、ずっと戦後いろんなきっかけで個人の株式保有というものの割合が低下をしてきたわけでございます。

しかし、ここに来て、例えば今論議を呼んでおる金融機関の株式保有の状況というのが非常に価格変動のリスクに對して問題のあるような状況になつていて、というようなこともあって、やっぱり市場を厚みのあるものにするには、結局、本当に意味の最終の投資家であるところの個人投資家に株式を保有してもらうのが一番いい、こうい

うことはもうほとんどコンセンサスだと思うんですが、したがってそれを今進めようとしておりますす。

今度の少額譲渡益の非課税はどうだ、こういうて言われますと、今主税局長が答えたような減税効果で推しはかられるような効果ということですが、私どもとしてはさらにこれを一步も二歩も進めて、本当に個人の株式というものがちゃんと長期的に持たれる。何かのときに、娘を嫁に出すとか、あるいは子供を学校へ上げるときに保有した株式を放送出する。その長期譲渡所得といふものの課税というものを、ここしばらく

くの間は一貫して追求していきたいというふうに考えておる次第でござります。
それとともに、いろいろ環境整備、例えば証券会社の行儀が悪いじゃないかとかということ、あるいは発行会社ももと株主を本当に重視したような財務政策というか配当政策なんかもこれよいうようなことも相またないとこの動きというの

は本当のものにならない。その意味では、委員の御指摘、多分そういうところにあると思ひますが、私も全く同意見でございます。

ただ、今回のことはどうかといえば、やっぱりこれは、どんな政策税制もそうなんですが、この政策税制についてのセールスマントークンが要るわけでござります。今度こういうふうに税制が変わりましたからひとつどうですかといふ、例えば住宅の減税についてもそうです。大工さんとかあるいは工務店さんとか、そういう仲介の人たちが税制のセールスをしてくれるということがあつて、じつと国会の論議だけ見ていろいろ反応してくれる個人というのはなかなか想定しにくいけれど、セールスマントークンを通じてこの減税の効果もそれなりに私は上がっていく、その他のことについては私も心していく環境の整備を図つてしまいりたいい、こんなふうに思つておるわけでございます。

○久保宣君 時間が来ましたので、最後に財務大臣に一つお尋ねしたいのは、私の記憶に間違いがないが、なければ財務大臣は自治大臣の御経験をおありだ

と思いますが、地方交付税交付金というのは制度上は国税、国が集めたお金だと思います。しかし、性格的にはもともと地方の税財源ではないのか。そういう立場を忘れて、税財源を仕事に見合って地方と国との配分をやり直す、そのときに地方交付税で渡した分は取り返すという考え方には、私は、そもそも地方交付税交付金の性格からいって國が勝手にそういうことをやるべきではない、こう思ふんです。

自立できる税財源を地方に移譲するということと地方交付税を抜うということは全然別次元のことではないかと思いますが、いかがですか。

○國務大臣（塙川正十郎君）この論争はもう長年続いておりまして、私も自治大臣として答弁に何遍も立ったことがござります。

そこで、今回の経済財政諮問会議におきますところの、国と地方との見直しについての根本問題が出てまいりますので、そこで議論をいたしました結果、このようにまとめました。つまり、地方

分権を進める、それに並行して地方に財源を移譲するが、その移譲は新しく国と地方との財源配分の中で移譲を行っていく、こういうふうに書きまして、双方とも了解したということでござります。そのことは、表現は非常に複雑になつておりますけれども、国が地方に移譲することは差し支えないんだけれども、しかしながら、国の持つておる財源を、そこを引き抜いて地方に移すというだけのことではない、移すけれども、全体の税の配分を通じた上で決定するということで同意したことでござります。

そこで、それじゃ地方交付税はどこに帰属するものかというのは、これは随分と法律学者が検討いたしましたが、結論は出ませんでした。結局、政府内において定着しておる今の考え方は、確かに先ほど久保先生も言うように、これは国が徴収して国の税金で取ったけれども、集めたけれども、しかし行使する権利は地方自治体のものであるなど、こういう認識のもとに立って我々は了解しておるということになります。

○久保亘君 終わります。

○委員長(伊藤基隆君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時二十九分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(伊藤基隆君) ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、加藤修一君が委員を辞任され、その補欠として木庭健太郎君が選任されました。

○委員長（伊藤基隆君） 短期社債等の振替に関する法律案、株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案の四案を一括して議題とし、休憩前に引き続き、質疑を

○質疑のある方は順次御発言願います。
○兵田卓二郎君 法案に関しては前回の委員会で質問をさせていただきましたから、今回は、時間も二十分しかございませんし、いわゆる基本方針の素案を中心にして財務大臣に一、二お伺いをさせていただきたいと思います。
午前中の質疑でもこのテーマは取り上げられたわけですが、確認的になりますけれども、このいわゆる骨太の方針というのは、これは閣議決定をされる。閣議決定をされたこの基本方針と、具体的な予算編成あるいは税制改正等、財務大臣の所管される行政との関係についてもう一度確認的に質問をさせていただきます。

○國務大臣(塙川正十郎君) 経済財政諮問会議といふものは、本来の使命は、その年度ごとに行いますところの予算編成等について、日本経済全体の立場に立って予算編成の指針となるものを総理大臣が設定し、それを政府の方針として予算編成を組む、こういう手続に実はなっておりますし、

位置づけもそういうふうになつておるのでありますけれども、今回の経済諮問会議につきましては、小泉政権発足のときでもございますので、この会議で小泉政権全体としてのいわばこれから取り組んでいく将来図というものを鮮明にあらわそう、こういうふうなことを当初に考えました。そして、そのためには、経済諮問会議に、骨太の方針とそれからそれを実施する方針というものと二つの段階に分けて、まずその骨太の方針というものを六月中に出してもらつて、これを小泉政権の全体イメージでございますということに位置づける、それを持ってアメリカとの会談といいうものに臨む、こういうことでございました。そして、その後、秋になりますから、いわゆるマクロの政策というものを、マクロのガイドラインでございますが、これを決定しよう、こういう段取りになつております。

諒問会議というものは毎年の予算編成に対する中心となる指針を示すものでもありますから、ですから今回の骨太の中に、平成十四年度に向けての予算の指針となるものだけは盛り込んでほしいと先ほど申しましたように、経済財政諮問会議といつても、先ほど申しましたように、経済財政諮問会議というものは毎年の予算編成に対する中心となる指針を示すものでもありますから、です

そして、その結果といたしまして、経済諮問会議から出てくる骨太の中には、前文がございます。それから第一章、第二章と各論がございます。例えば、これから志向すべき経済構造の改革、つまり、民間でやれるものは民間でやりなさいとかいうような、要するに総理が言つております経済構造の変革でござりますね。それから社会保障制度、あるいは教育制度、あるいは国と地方の関係といふようなことがずっと書いてあります。第六章になりましてから国の財政の基本方針といふものを書きまして、第七章になりますて来年度予算編成に関する基本方針、こういう段取りになつております。

したがいまして、私たちは、第六章のこれから財政の基本方針といふものと、それから第七章の来年度予算編成に対する指針といふもの、これ

を受けて、財務省において十四年度の予算の編成を具体的なものとして指示していくということとあります。そして、将来、中長期的にわたりましては、第六章に書いてある國の財政政策に対する方針とそれからそれを実現する方針といふものと、こういうふうなことを当初に考えました。そこで、そのためには、経済諮問会議に、骨太の方針とそれからそれを実現する方針といふものと二つの段階に分けて、まずその骨太の方針といふものを六月中に出してもらつて、これを小泉政権の全体イメージでございますということに位置づける、それを持ってアメリカとの会談といふものに臨む、こういうことでございました。そして、その後、秋になりますから、いわゆるマクロの政策というものを、マクロのガイドラインでござりますが、これを決定しよう、こういう段取りになつております。

諒問会議というものは毎年の予算編成に対する中心となる指針を示すものでもありますから、ですから今回の骨太の中に、平成十四年度に向けての予算の指針となるものだけは盛り込んでほしいと先ほど申しましたように、経済財政諮問会議といつても、先ほど申しましたように、経済財政諮問会議というものは毎年の予算編成に対する中心となる指針を示すものでもありますから、です

そして、その結果といたしまして、経済諮問会議から出てくる骨太の中には、前文がございます。それから第一章、第二章と各論がございます。例えば、これから志向すべき経済構造の改革、つまり、民間でやれるものは民間でやりなさいとかいうような、要するに総理が言つております経済構造の変革でござりますね。それから社会保障制度、あるいは教育制度、あるいは国と地方の関係といふようなことがずっと書いてあります。第六章になりましてから国の財政の基本方針といふものを書きまして、第七章になりますて来年度予算編成に関する基本方針、こういう段取りになつております。

したがいまして、私たちは、第六章のこれから財政の基本方針といふものと、それから第七章の来年度予算編成に対する指針といふもの、これ

と比較していきますと、聞いている方はいささかニユアンスが違うような気がしちゃうんですね。つまり、前回でしたか、この質疑の中で竹中大臣が使つていた言葉は、大統領教書といふのは、これはどこかで言った話のようですねけれども、もう一つは壮大な実験とかいうような言葉も使っておられましたね。

つまり、内閣府というのが各省のいわば上にあるというか、コントロールタワーみたいな位置づけに行政組織上位置づけられておつて、塩川大臣の言葉をかりれば、総理のリーダーシップを發揮する場合のいわばスタッフの親玉が竹中さんなんだと、どうお答えも聞いた記憶があるわけですねけれども、どうもこの小泉内閣で考えておられることが多いのは、大統領教書といふのは比喩で使つたところをかりておられるけれども、この内閣ではこうやります、これを閣議決定して、いわばトップダウンでそれを実施するのが各省庁である、各大臣であると、そういういわば総理のリーダーシップ、そして意思決定のある意味ではトップダウン、そして壮大な実験といふようにつながる、そういうふうに私は聞こえるわけですね。

塩川大臣の言葉をかりますと、基本設計と実施設計ですといふ話がありました。これは、私も公共事業の予算をやつたことがありますけれども、最初に基本設計の段階があつて、それを具体的に事業をやるときに実施計画なり実施設計といふふうに細分化していくことになりますから、だから骨太の方針といふのが決まって、その大枠直しをしていくとかいうことが六章に書いてございまして、第七章のところでは、本年度の国債の発行額はこれだけに抑えるとかいうような、十四年度はこうなるということが書いてあると、こういう仕組みでございます。

○浜田卓二郎君 いや、その話はここまでにいたします。

具體論で一つ。この前、峰崎委員も指摘をされましたが、これは、私も公事事業の予算をやつたことがありますけれども、ほかのところがかなり踏み込んで具体的に、特定財源とか公共事業費の問題とか具体的に書いてあるんですけども、税制については、これは読んでみたら、教科書で税のあり方を一般的に説明しているという範囲に出ていいですね。何かここになると随分意欲が低下したものだなというのが正直な感想なんですよ。

他方、きのうあたりの新聞の見出しを見ますと、税源を地方にもつと譲りするのを具体的に書

つまり、国民の高い支持率というのは、小泉さんが何でもやりますやりますと明言されるでしょう。今までの総理はもつと慎重だったから明言しないふうですね。明言するところに人気の秘密があると。そして、それをこの骨太に書くのが財政会議の基本方針だというふうに受けとめられています。

○浜田卓二郎君 竹中大臣のこれに関する御発言と比較していきますと、聞いている方はいささかニユアンスが違うような気がしちゃうんですね。つまり、前回でしたか、この質疑の中で竹中大臣が使つていた言葉は、大統領教書といふのは、これはどこかで言った話のようですねけれども、もう一つは壮大な実験とかいうような言葉も使っておられましたね。

つまり、内閣府というのが各省のいわば上にあるというか、コントロールタワーみたいな位置づけに行政組織上位置づけられておつて、塩川大臣の言葉をかりれば、総理のリーダーシップを發揮する場合のいわばスタッフの親玉が竹中さんなんだと、どうお答えも聞いた記憶があるわけですねけれども、どうもこの小泉内閣で考えておられることが多いのは、大統領教書といふのは比喩で使つたところをかりておられるけれども、この内閣ではこうやります、これを閣議決定して、いわばトップダウンでそれを実施するのが各省庁である、各大臣であると、そういういわば総理のリーダーシップ、そして意思決定のある意味ではトップダウン、そして壮大な実験といふようにつながる、そういうふうに私は聞こえるわけですね。

塩川大臣の言葉をかりますと、基本設計と実施設計ですといふ話がありました。これは、私も公事事業の予算をやつたことがありますけれども、最初に基本設計の段階があつて、それを具体的に事業をやるときに実施計画なり実施設計といふふうに細分化していくことになりますから、だから骨太の方針といふのが決まって、その大枠直しをしていくとかいうことが六章に書いてございまして、第七章のところでは、本年度の国債の発行額はこれだけに抑えるとかいうような、十四年度はこうなるということが書いてあると、こういう仕組みでございます。

○浜田卓二郎君 いや、その話はここまでにいたします。

具體論で一つ。この前、峰崎委員も指摘をされましたけれども、ほかのところがかなり踏み込んで具体的に、特定財源とか公共事業費の問題とか具体的に書いてあるんですけども、税制については、これは読んでみたら、教科書で税のあり方を一般的に説明しているという範囲に出ていいですね。何かここになると随分意欲が低下したものだなというのが正直な感想なんですよ。

他方、きのうあたりの新聞の見出しを見ますと、税源を地方にもつと譲りするのを具体的に書

くとかなんとか書いてあるわけですけれども、税の方をどういうふうに持っていくのか。それを何にも明らかにしないで地方だけに税源を分け与えますなんて言つたら、中央は税金全然足らぬわけですから、一体どうするんだねと。まさに絵にかいたもちじゃないかというふうに思つちやうんですよ。

例えは、私は、少し前はまだ税の基本方針みたいたものが議論されていたような気がするんです。あの消費税の導入のときも大議論がありまし
たし、あの後しばらくの間は、直接税中心でなくこれから間接税のウエートを高めていきますと、そういう話がいろいろあつて、私どもの理解では、少なくとも私の理解では、これからは所得税等の直接税についてはできるだけ必要最小限度のものにとどめて、そして消費税をもっと拡大していくという雰囲気がありましたし、議論もありましたし、途中で失敗しても、そういう試みもあつた。だから、仮に地方に税源を譲与するとしても、私どもすぐ考えられるのは、消費税率を少しでも上げ、それでその一部を、地方に渡す分をもつとふやすとか、そういう具体的な手法が私どもは頭に浮かぶんですけれどもね。

ておりますように、十四年度は道路財源等について改正はできにくい。それはなぜか。その裏づけとして道路整備五カ年計画というのがつくられておるのでございますから、これが完成するまでの間は財源の裏づけを崩してしまったわけにまいりません。

けれども、現在の道路財源の中で余裕を持って操作のできる分がある、それを大幅にやつてもらいたい。それは何か。おっしゃるように、自動車重量税なんかは相当一般財源化しておりますので、これは私は可能だと思っております。十四年度はそういうところを中心にして、また、一部の高速道路関係の予算のつけ方等も検討されるところがあるだろうと思います。

そして、十四年度はとにかく道路特定財源についてできるだけ幅広く利用するということを考えて、十五年以降、つまり道路整備五カ年計画が消えました後、新しい道路計画をするであろうと考えて、そこで現在の特定財源になっておるものと一般財源化できないだろうかと、どうかといふことなんですね。その方向に向かっていきたい。それにはまず第一に納税者の了解を得なきやなりませんからね。だから、そういうところがあるから、私たちの方針としては一般財源化するという方針を持つております。この方針をどうして実現するかという点は来年度中に考えて、十五年度以降においてそれを実施に移していくといふことを考えてあります。

○池田幹幸君 日本共産党の池田幹幸でござります。法案関連と、それから財政再建にかかる消費税の問題、この二点についてきょうは質問したいと思います。まず、今御到着なさったばかりなんですが、竹中大臣に伺いたいと思います。

財政は、宮澤前財務大臣が言つておられましたように、まさに破局的状態にある。景気も、月例

経済報告では悪化しているという表現をしたよう

に、非常に深刻な状況にあります。

小泉内閣は、構造改革なくして景気回復なしと言つておられた、このほど骨太方針といふものを出されました。この骨太方針、今、浜田委員が論

議なさつたやつなんですかれども、そうしますと、この四法案は緊急経済対策関連法案といふ

うに銘打って出されたわけすけれども、この骨太の大方針を進める上で当然不可欠なものだと。つまり、構造改革と景気対策の双方をにらんで、その接点にある重要なかつ緊急性、これを持ったもの

のということになるだろうと思うんですね。

そこで伺いたいんですが、竹中大臣、この四法案、どこにその緊急性、重要性があるんでしょ

う。○国務大臣(竹中平蔵君) 緊急経済対策は、現状の厳しさを認識した上で、不良債権の処理を第一義に考えて、不良債権の処理に伴つて、しかしその場合は、特に地価の動向等々、都市の問題等々も解決していかなければいけない。同時にこれらは、資本市場の整備といいますか、そういうものの強化というものがワンパッケージになつていかなければいけないということで、その一つのパッケージになつているわけですね。

その緊急性云々でありますけれども、まさにあ

る意味で政府とマーケットの競争のよくなところが今の市場経済の中にはあるのだと思います。そ

の意味で、経済が昨年の後半あたりから弱体化しているということを認識して、緊急に今申し上げたワンパッケージとしての政策を実施する必要があ

ります。○池田幹幸君 この法案に関する限り、金融と証券のワンパッケージというところはなかなか考えにくいため思っていますが、この法案そのものだけ

で見ますと、この法案は証券に関することが四法案ともそなつておりますからね。

説明では、証券市場を活性化するんだ、これは

ですけれども、しかし今この深刻な状況の中で果たしてそれが重要なかつ緊急の課題なのか、最優先課題なのかというと、私はそうじやないだろうと。

これはやはり財政再建、そして特に今この景気回復、この両方を両立させていく上での重要な接点、私たちは消費税の問題が重大だと考へておる

わけですが、これについては後で竹中大臣に伺つていただきたいと思います。

先にまず、法案関係でちょっと伺つておきたい点ですけれども、提出されました証券の保管振替法案とか租税特別措置法案、これは、今言いまして

たように、市場の活性化を目指すと言つているんですけれども、その活性化の前提として、市場の公正性それから透明性が確保されていなければなりません。先ほど午前中の論議で柳澤大臣もちらつと触れられたんですけども、まさに機関、仕組

も解消していかなければいけない。同時にこれを解決していかなければいけないといふことで、その一つのパッケージになつているわけですね。

そこで、現行の保管振替法が制定されるときの論議を見てみると、公正性、透明性の確保につけて論議がなされて、有価証券の流通の円滑化を図るには、営利を目的とする株式会社ではなく公益法人にすべきだということになつて現行法が制定されました。

そこで伺いたいんですけれども、この公益性確保とか信頼の確保といった目的の問題と、今度改めて株式会社化する問題と、その関連についていかにお考えなんでしょうか。柳澤大臣に伺いま

す。

○池田幹幸君 政府参考人の方にお聞きするところと見ていて異論のある方はほとんどいないと思

うんです。

そこで、現行の保管振替法が制定されるときの論議を見てみると、公正性、透明性の確保につけて論議がなされて、有価証券の流通の円滑化を

図るには、営利を目的とする株式会社ではなく公益法人にすべきだということになつて現行法が制定されました。

そこで伺いたいんですけれども、この公益性確

保とか信頼の確保といった目的の問題と、今度改めて株式会社化する問題と、その関連についていかにお考えなんでしょうか。柳澤大臣に伺いま

す。

そこで、私が申し上げたいのは、信頼性の確保の問題、これはもう大前提なんんで、少なくとも

するに、信頼性の問題については、これは依然として問題はあるけれども、株式会社化で迅速云々かんぬんの役割が出てきたんだ、これだけの話で

しよう、言いたいことは。

そこで、私が申し上げたいのは、信頼性の確保の問題、これはもう大前提なんんで、少なくとも

今、機関云々とか税制をいじつてどうのこうのするという状況にあるんじゃないだろうと思うんです。私、証券取引市場問題でこの二年間何回かこれを取り上げてきました。さまざま議論を行つ

てきたわけですけれども、要するに証券市場が余り国民から信頼されていない、このことも論議しました。どこに原因があるんだ。最も大きな原

因は、先ほど柳澤大臣もおっしゃったように、証券

券業界の行儀が悪いと。その辺の姿勢に問題があるということだったわけですね。回転売買などでも手数料稼ぎのようなことをやっているとか、そういう指摘もありました。先日も証券取引等監視委員会が勧告したE.B.I債、これなんかは証券会社が投資家を食い物にして続けているわけですね。こういったこと、これはどうしてもなくさせていかにやいかぬわけですけれども、そういった点では、政府の監視監督部門の役割というのは非常に大事になってきていると思うんです。

このことについては、六月十六日の朝日新聞が社説でなかなかいいことを言っていました。「汚れた流れを絶て」と書いてこう言っているんですね。紹介しますと、「証券取引という海では、しばしばふたつの潮流がぶつかり合う。証券市場が国民の財産であることを自覚し、そこを汚すまいとする流れ。そして、手段を選ばず、利益を得ようという流れ」、ぶつかり合っている。今、また後者の方がずっと力を得てきているというんですね、手段を選ばない方が。結局、「自由化と自己責任の世界とはいえ、その前提となる公正さを保証し、不正を許さない監視の仕組みが不十分なのだ。それを改善しないまま、税制などをいじっても、投資家は集まつてこないだろ」と。まさに今度の法案に対する痛烈な批判がここにあるだらうといふふうに私は思います。

ということで、結局、柳澤大臣、こっちの方が最優先課題じゃないかと思うんですが、いかがですか。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 証券市場をどうして活性なものにし、資金の調達面においても、また投資先としても国民経済の中でもうちょっと大きな比重を占めるようにしていきたいということございまいますが、その際にどこにどう手当てをするのが最優先課題かと。その中で公正性、透明性といふのは何よりも大事じゃないかということは、私も、それはインフラと一いつんどうか、基盤と申しましようか、そういう意味では先生と同じ意見でございますが、しかしこれは、時間的な優先

順位でいろいろ考えるというよりも、そういうことではなくて、時間的にいえば同時にやる、若干の前後関係があつても、それはそれでそう大した問題ではないんじゃないかな。ただし、考え方として、先ほど言った透明性・公正性というのは欠くべからざる条件だというふうに思います。

それはしかし、何か制度があればとかといふことは、決して、営々たる努力の蓄積、これは市場参加者もそうですし、監督もそうだと、こういう努力の蓄積がもたらすものだろうと、このように

○池田幹美君 同時でなくとも少しぐれどもとおっしゃっているんですねが、まさにこの基盤、イソフラーの方がおくれにおくれている。私は二年間この問題を取り上げてやつてきていたわけですからね。何度も取り上げました、大証の問題ですよ、大阪証券取引所。全容解明を求める関係者の声を結局無視して、何にも解決されていないんですよ。結局、理事長、副理事長の辞職などでおしまいと、問題にふたをしてしまったように私は思っています。

私は、少なくとも金融庁に対しても、これは最

低限のものだから資料を出せという要求をしたんだが、結局出なかつた。これは出なかつた理由が振るつてゐるんですよ。大阪証券取引所が出してもらつちや困る、公表してもらつちや困ると言ふから、公表できませんといふんですね。そういうものなのかな、監視監督部門の仕事というのは。これは金融庁にはディスクロージャーさせていく権限があるわけですね。なぜその権限行使しないんだと。金融庁として必要な公表を大阪証券取引所に對してやらせるという、そういったことがなければならないんじないか。何でさせなかつたんだということについて、いま一度伺いたいんですけれども、何度もここで論議しましたけれども、柳澤大臣、もう一回お願いします。何で公表させなかつたのか。

けですけれども、結局、大証にしてもそんなんですが、証券取引所というものが自主規制機関だと、いうことなんですね、自主規制機関だと。そこでも、自净というか、そういうことも期待をしていての立場も何もなくなってしまうというふうに思は、大証の自主性というか、そういうものを尊重してからないと、それはもう自主規制機関としての立場を考えて対処していくといふことでなきゃならぬというのが私たちの立場だと、ぎりぎりいっぱいのところ、やっぱり自主規制機関としての立場を考えて対処していくといふふうに認識しています。

○池田幹次君 そうなんですよ、自主規制機関なんですよ。自主規制機関としてその役割を果たしているのかというのが一番の問題ですよ。

自主規制機関として定款を定めています。定款に何と定めているか。定款八条からですけれども、遵守義務として、取引参加者の処分、資料等の提出義務及び職員による参加者への検査等の規定を持ち、取引参加者に対して義務を課し、処分、検査の権限を持つ、こうなっているんです。それだけの権限を持つているんです。

そういう権限を持つているところ、そして証券会社だけじゃなしに上場企業に対しても一定の検査、処分ができる権限を持つておる、そういう公共的な機関が子会社をつくってとんでもない取引をしたというのが今度の問題でしよう。個別の取引じやないんですね、個々の証券会社の。証券会社も一証券会社が絡んでいます、光世証券という。絡んでいますが、一証券会社がやったんじやなしに取引所がやったんですよ。これは個別問題でも何でもないから、自主規制機関としてやらなければいけなかつたことをやらなければかりか、やつちやならないことをやつた。

これは、自主規制機関に任せておいて自主規制できますか。監視監督部門が出かけなきやいかぬじやないです。何度も私はそれを指摘した。し

かし、結局何にも対応をとらなかつたんじゃないのか。何かやられましたか。何にもやらなかつたんじゃないですか、結局。ただ、報告書を求めたと。それはやりましたよ。その後を私は指摘したんです。これだけのことをやつてあるんだ、だから調査すべきだとお話しした。

さらに申し上げれば、この間の衆議院の財務金融委員会で私どもの吉井議員が質問しました。柳澤大臣は吉井議員の質問に対して、金融庁として、金融担当大臣として法令上できることがあげ検討するとおっしゃった。それについて、その検討結果はどうなんでしょうか。

○國務大臣(柳澤伯夫君) いえ、一般論を申してゐるわけでありまして、これはもうこの場でも、先生にも確認的な言葉を重ねて申し上げた記憶がござりますけれども、私どもとしては、まず第一にこの大証の自浄力というか、そういうものを期待して調査をさせ、そして関連会社の設立の経緯等については確かに問題があつたということ等を根拠に、組織としての自浄能力を發揮したそういう処分が行われたということを承知しているわけでございます。

その上に、取引等についてどうであつたかで、あつたということについては、私どもとしては、これは法令違反等の有無についての検査の問題ということになるけれども、その問題については個別の取引あるいは個別の証券会社の問題でありますので、ここで一々論ずるというわけにはまらないなどということをたびたび申している次第でございます。

○池田幹幸君 何度も申し上げているのはこっちがそんなんですけれども、個別の証券会社の取引、これを監視する自主規制を持つていて、取引所は、その取引所自身が会社をつくつてとんでもない取引をした、仮装売買をやつた、こういうことなんですよ、光世証券と取引所がつくつたロイ・トファクスという会社と。そのことは何度も申し上げましたよね。

そのことについてなんですが、金融庁は証券取

引等監視委員会にそれを連絡したと。監視委員会がそれはやってくれるでしょう、それを信頼していますということなんですね。信頼されるのは結構。しかし、金融庁としてやるべき仕事はそれだけか、そうじゃないでしょ。

第一、具体的な事実を私指摘しました。そうしますと、金融厅はもう監視委員会に任せているんだからとおっしゃるけれども、そうじやない。証券取引法百九十四条の六、ここで内閣総理大臣の金融厅長官への権限の委任ということが出ておりますが、それを読みますと、「金融厅長官は」「規定期により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会に委任する。」、こうなっています。委任するんですが、「ただし」とあるんです。「ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融厅長官が自ら行うことを妨げない。」とあるんですね。

大体 さつき言われた調査報告書の中に、私が指摘した光世証券とロイトファクスの取引のこととは出ていないんですよ。なぜ出でないか。光世証券の社長が今、大阪証券取引所の社長になつているんじゃないですか。だから隠されているんですよ、この問題については。

だから、この問題について、ちゃんととした売買約定書はあるんだから取り寄せて調べることができます。報告を求めることができる、資料提出を求めることができるんですよ、金融庁は。なぜやらないんですか。このことを私は何度も指摘してきました。どうですか。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 先生が取り上げられる問題というのは、個別問題なんですよ。今までに先生おつしやったように、ロイトファクスと光世証券の取引だ、こうおつしやっているわけです。それについて私どもは、それをじや調査をします、検査をしますというようなことをここで申し上げて、個別の行政の問題について申し上げるといふことは從来から差し控えさせていただいてきているんだということをずっと申し上げている次第でございます。

○池田幹幸君 この問題は単なる個別の取引じゃないとさつき申し上げたのは、大阪証券取引所が関連会社をつくってやった。それで、報告書を求めたでしよう、報告書を提出するように。自主調査をやった。ところが、この問題は調査報告書の中に入っていないですよ、これだけは。当たり前なんですよ。光世証券とロイトファクス、ここに登場人物たちはどう処分されたかというと、理事長、副理事長は処分された。ロイトファクスもつぶされた、会社は。責任とらされていますよ。ところが、光世証券、何の処分もない。その社長が今度は大阪証券取引所の社長になっている。こういうのを個別の取引だと考へることと自身がおかしいじゃないですか。

まさに市場の信頼性の問題ですよ。そういう問題として受けとめないところが金融庁おかしいんじゃないとか私は思いますよ。個別の取引とあくまで言い張るんですか、これを。そんな小さな問題じゃないでしょ。

○國務大臣(柳澤伯夫君) これは、個別の会社の名前を双方とも挙げていらっしゃるわけで、それはやっぱりどこまで行つても個別の問題であるといふふうに言わざるを得ないと私は思います。

○池田幹幸君 それじゃさらに、そういうことをやつておったんじや信頼性確保できませんよといふことをもう一つ私申し上げたいと思うんですが、今度、この二十九日に大阪証券取引所の株主総会があるんですが、それを前にして、大阪証券の黒川社長、前の光世証券の社長ですけれども、この方はある証券会社の経営者を取締役にしようということをもう決めて、大体それが公表されております。

どんな会社かといいますと、高木証券という会社なんですが、高木証券についてはどういう会社なのかということを、もう余り時間がないからこれまでについて本当に短く、高木証券がどういう問題を起こした会社か、どういう会社かということについて若干説明してもらえますか。

○政府参考人(五味廣文君) 高木証券につきまし

では、私どもの検査の結果といたしまして、平成八年二月六日及び平成十三年二月十九日に、それぞれその役職員の不公正な取引行為につきまして、役職員に対する適切なる措置、すなわち行政処分の勧告を行っております。

平成八年二月六日の勧告は、取引一任勘定取引契約の締結を高木証券の支店の営業部次長が行つたというものです。

それから、平成十三年二月につきましては、同じく取引一任勘定取引契約の締結、これが本店営業部課長代理及び東京支店営業部課長代理について認められました。また、有価証券の売買に関しまして虚偽の表示をする行為、これが東京支店の機関投資家部次長に認められまして、いずれもこれらの方行為者に対する処分勧告を行つたところでございます。

○池田幹幸君 不正行為をやって、累犯ですよ。そういう会社の社長を今度また取締役にといふことなんですね。これはもう大阪の方の業界ではあきれ返っていますよ。一つのことをきちんと処理しないから次々とこうやって起きてくるんじゃありませんか。

こういうことで本当に、市場の信頼を確保する、そういう方向に向かうというふうに柳澤大臣はお思いですか。

○政府参考人(乾文男君) 証券取引所の役員の問題でございますけれども、これは金融厅長官に対する届け出事項となっておりますけれども、現時点では私どもには届け出が出ておりませんので、具体的な問題についてのお答えは差し控えたいと思いますが、一般論で申し上げますと、証券取引所の役員が証取法を初めてとする法令を遵守していることは、公共性の高い証券取引所の役員として当然のことであると考えております。もし証券取引所から役員の変更につきまして届け出がありました場合には、証取法上の欠格事由に該当していないかどうか等を厳正にチェックしてまいりたいと思います。

○池田幹幸君 それは当然厳正にやるんですけどね

私は大臣に伺っているんですよ。政治的にこういうことをどう判断なさるんですか。一つのことをきちんときちんとやらないから、いい気になつて次々こういいかげんなことをやるんじゃないですか。こういう市場が本当に信頼されるんですか。信頼を確保するというのはこういうことをやることですかと伺っているんだ、私は。

○國務大臣(柳澤伯夫君) これは一般論で申し上げますけれども、株式会社形態になつたとしても、特別な公益的な見地から規制が課せられていくわけでござりますので、その規制に照らして、私どもは個別の判断については適切にしていくと、いうことでございます。

○池田幹幸君 この問題、これ以上やつても進まないんで、要望しておきますけれども。

大体腹の中ではわかつておられると思うんですよ、何やらないかねかといふことについて、権限もあるわけですから、きちんとしたことをやられるよう求めたいと思います。

それじゃ、次、財政再建問題と消費税の問題について伺います。

竹中経済財政政策担当大臣に伺いますけれども、昨年十二月に「みんなの経済学」という本を出版されました。その中で消費税の問題、財政再建の問題について触れておられるわけですが、そこでは大体概要こんなことを言っておられますね。二〇〇七年には財政再建のめどをつけておきたい、財政再建にはおよそ五年は必要だ、二〇〇三年あたりから着手しなければならない。その後、私は、二〇〇三年から二〇〇七年までの間に消費税を段階的に引き上げて、最低でも一四%にしなければならないと考えていますと、こういうふうに書いておられます。

この本を出して五ヵ月後に大臣になられたわけですが、立場が大分変わったわけでしょうが、その考え方ですが、それには変わりございません

か。

國務大臣(竹中平蔵君)ほかの委員会等々で幾つかの類似の質問をいただいているのでありますけれども、まず最初にぜひ申し上げておきたいのは、一般書といいますか啓蒙書を書くときのスタンス、表現の仕方と、政策の担当者になつた場合の仕方といふのは、当然これは全く違うということはぜひ御理解をいただきたいと思います。

考え方が違うかということではありますけれども、一般的には基本的には変わっておりません。

○池田幹幸君 そうですか。大臣になる前に言つたことと大臣になつてから言つたことを大きく変えてもいい、というお考えのようですがね。表現の問題だと言つておられますけれども、表現の問題じゃないですよ、これは。単なる啓蒙の問題とか表現の問題がじゃないですよ。そういうふうな問題としてとらえられては困るんです。

第一、消費税を増税しようという考え方は、これは変わつていないということです。これは言わされました。どうでしょ。

○國務大臣(竹中平蔵君) 違います。

○池田幹幸君 いや、違わないんですよ。ちょっと

本の中にも前提条件を幾つか書いていますよ。公共投資は今までどおりやりますと、社会保障も従来どおりだとしますと、そうだとすると消費税をこれだけ上げないかぬと、こう書いているんですよ、あなたは。そうでしょう。だから、一四%という数字は変わらぬままでござります。それで、その説明の仕方としてこの本の中にも前提条件を幾つか書いていますよ。

ぐらい以内でありましょから、それを考える
と、二〇〇七か八か九かわかりませんけれども、
そのぐらいにやはりちゃんと格好つけておかないと困ることではないだろうかといふのだと、いつまでもほうつておけないというメッセージを送りたかった。メッセージの一はその点であります。

第二のメッセージは、財政再建がどのぐらい大変かということをわかつていただくということであります。その中で出ている数字は、実は小済内閣で議論をさせていただきました経済戦略会議での中の議論を物すごく丸めて、前提条件を全部外して、わかりやすく、こんなイメージだよというふうな形で紹介させていただいたものです。しかし、前提条件は当時と全く大きく変わつておりまし、その数字そのものがそんな大きな意味を持つてゐるということではなくて、しかしながら大変な作業だよということを申し上げたかった。この二点のメッセージにおいては今も変わつておりません。

○池田幹幸君 そうですか。大臣になる前に言つたことと大臣になつてから言つたことを大きく変えてもいい、というお考え方のようですがね。表現の問題だと言つておられますけれども、表現の問題だけじゃないですよ、これは、単なる啓蒙の問題とか表現の問題かじゃないですよ。そういうふうな問題としてとらえられては困るんです。

第一、消費税を増税しようという考え方は、これは変わつてないということです。これは言わされました。そうでしょう。

○國務大臣(竹中平蔵君) 違います。

○池田幹幸君 いや、違わないんですよ。ちょっと待ってください。その説明の仕方として、この本の中にも前提条件を幾つか書いていますよ。

公共投資は今までどおりやりますと、社会保障も従来どおりだとしますと、そうだとすると消費税をこれだけ上げないかぬと、こう書いているんですよ、あなたは。そうでしょう。

だから、一四%という数字は変わるかもしらぬと今おっしゃったけれども、消費税を上げなければいけないという主張は変わっていないんですよ。

○國務大臣(竹中平蔵君) そのもとになつております議論は別の本で紹介しております。その本の名前についても別の機会に御紹介をしておりますけれども、「経済戦略会議」の一八〇日でありますから、「経世済民」という本でありますけれども、その中にはきつちりと書いております。消費税を上げなければいけないなどということは全くその中では主張しておりません。それはよく読んでいたいだければわかります。次のような設定で、どれだけ大変かということを紹介しているんです。

もしも今と同じような世界的に高い公共投資を続けたい、かつ、社会保障にも大きな予算を使っていますけれども、これをGDP比で全く一定にしたいのであるならば、ないそでは振れないですから、どこかで税収を上げるしかないわけですすがね。それを無理やり消費税でやればこうなりますよという、このぐらいの大変ですよということを書いて

いっているわけです。
その一方で、もしも消費税を今の5%にしたのであるならば、そういう選択もありますと書てあるんです。しかしそのときは、収支がそのうな形であるならば、今度は歳出を減らすしか無いわけあります。これ以外に方法はないわけありますから、その場合にはどのぐらい歳出を減らさなければいけないかという試算も書いてあります。しかし、どちらにしても大変だから、そ中で合意を国民的な議論で決めましょうと、はきりと書いております。

○池田幹幸君 いろいろ読んでいない本についても触れられたわけですが、私、一つ指摘しておたいんですが、五月二十三日、衆議院の内閣委員会で、我が党の松本善明委員の質問に対し、「じこの質問ですよ。これに対してあなたは、これは戦略会議のときに議論された数字をそのまま介したものだと、今と同じようなお答えなさいた。戦略会議というのは九九年ですか、だから二年前ですね、九九年の二月ですから、報告が出るのが、たしか。あなたが本を書かれたのは去年十二月だ。それはともかくとして、昔の数字をそのまま使って紹介したんだと言つておられる。(經濟戦略会議の解説した本にはそういうふうにちゃんと書かれていると、前提条件も書いてそう説してあるんだと、今と同じことを言われた。
ただ、私、昨日、あなたがこういう答弁をしいるから、經濟戦略会議の解説した本とは何かと尋ねた。なかなか返事が来なかつた。朝聞たら夕方返事が來た。そして、今おっしゃつ「経世済民」、こういう本ですと。いや、それは違いでしようと、それは竹中さんの著書でよと。私が聞いたのは、答弁では經濟戦略会議の説した本にその数字まで書いてあるというから間違いでしようと。いや、やっぱりこうですと、大臣に問い合わせたところ、これですと言つた。いや、この本何だ。まさにあなたがおっしゃついる、あなたの著書ですよ。しかも、經濟戦略議の解説だから、会議がやつたものだと私は了解

ても、あなたのこれはおかしいですよ、あなた自身の説なんだから。そして、経済戦略会議の報告、これにちゃんと数字があるんですか、消費税についての。報告にありますか。議論の過程ではあつたかもしらぬけれども、ないでしょ、正式のやつには。

○国務大臣(竹中平蔵君) 経済戦略会議の議論についての解説です。

○池田幹幸君 そんな言いかえ、今ごろ言いかえたってだめだ。国会の論議というのをあなたは冒瀆する気ですか。自分が言い間違えたのだったらちゃんとそのとき訂正しなさいよ。訂正されいないんです、これは、国会の論議というのを余りにもいいかげんにあなたは考え過ぎていてるよ。今までになつてここでそんなこと一体何ですか。議論の説だつて言つているじゃない、あなたがなつて言つているじゃないか、この本には、あなたが私にわざわざ「経世済民」だといふふうに言つてくれた本には、私の説だと言つているじゃないか。そんないかげんな答弁されたら前へ進めないじゃないですか。次々これから変えられたらんじや、ここで答弁した、次、衆議院に行って変えられたんじや論議にならないよ。そうでござつて言つているじゃないかと謝りなさいよ、ます。

○国務大臣(竹中平蔵君) そのときの議論も、経済戦略会議の議論についての解説という意味で申し上げたのであります、経済戦略会議の解説といふのは確かに、御指摘を受けましたとおり別の解説も確かに可能だと思われます。その点について言葉足らずであつたことを申しわけないと思ひます。

○池田幹幸君 言葉足らずじゃないんですね。

あなたは経済戦略会議についてのと言つたと言うけれども、それは言つていいんですよ、事実、委員会で。そういうふうな言いわけを次々したんだ

ぢや、謝つてもらつても、本当に謝つてもらつたのかなという気がしますよ、そんな余計な条件をつけられると、素直に言い間違えましたと、これ

からこんなことやりません、きちんと答弁しますと、こう言わないとおかしいじゃないの。

身の説なんだから。

それで、こんなところで突っかかると私は思ひもよらな

かったけれども、時間を食つてしまつたわけです

のやつには。

○国務大臣(竹中平蔵君) 経済戦略会議の報告についての解説です。

○池田幹幸君 そんな言いかえ、今ごろ言いかえ

たってだめだ。

国会の論議

というのをあなたは冒

瀆する気ですか。

自分が言い間違えたのだったら

ちゃんとそのとき訂正しなさいよ。

訂正され

ないんです、これ

は国会の論議

というのを余り

にもいいかげんにあなたは考え過ぎていてるよ。今

どきになつてここでそんなこと一体何ですか。議

論の説だつて言つているじゃない、あなた

がなつて言つているじゃないかと謝りなさいよ、ます。

○国務大臣(竹中平蔵君) そのときの議論も、経

済戦略会議の議論についての解説という意味で申

し上げたのであります、経済戦略会議の解説と

いふのは確かに、御指摘を受けましたとおり別の

解説も確かに可能だと思われます。その点につい

て言葉足らずであつたことを申しわけないと思ひ

ます。

○池田幹幸君 言葉足らずじゃないんですね。

あなたは経済戦略会議についてのと言つたと言うけれども、それは言つていいんですよ、事実、委員会で。そういうふうな言いわけを次々したんだ

ぢや、謝つてもらつても、本当に謝つてもらつた

のかなという気がしますよ、そんな余計な条件を

つけられると、素直に言い間違えましたと、これ

思ひます。それは、経済成長率をどのように考え

るかということはやはり変わつてゐると思いま

す。特に、実質成長率だけではなくて名目成長

率、財政再建の議論で重要なのはやはり名目成長

率であります。というのは、国の負債に対する名

額であります。それがどうなるかということは最終

けれども、今何か試算の条件が変わつたからと

おつしやいましたね。戦略会議で出した報告のこ

れほども、大分調子が狂つてしましました。

それで、今度は数字の方に入つていくわけです

けれども、時間が食つてしまつたわけです

からと違つたといふのかと

ちょっとと違つたといふのかと

しかも、あなたの本にはこう書いてあるんです

ね。今さつき紹介した二〇〇三年から二〇〇七年

の話ですけれども、これは戦略会議のことは全然

関係はありませんね。戦略会議は一九九九年から

向こう十年間の話について三つのパターンについ

て想定したといふありますけれども、二〇〇

〇三年から二〇〇七年といふのは、これは完全に

あなたの説でしよう。戦略会議の中であなたがそ

れを主張なさつたか知りません、それは、議論の

過程の中であつたかもしらぬけれども、少なくとも

もそれは国民のあずかり知らぬところですね。あ

なたがこの本に書かれた、二〇〇三年から二〇〇

七年までに財政再建のめどを立てなきやいかぬか

らといふことで消費税は一四%といふようにここ

に書いているわけです。

では、条件の変化といふのは何ですか。条件の

変化、昨年十二月以降の。

○国務大臣(竹中平蔵君) 二点ぜひ申し上げたい

と思います。

つまり、こういふのはどのぐらいの財政赤字か

ら出発するかによってその後の試算は大きく変

わってきますので、これが正式に視野に入つてい

くことになれば、財政再建の筋道といふのもかな

り違つてくる可能性があります。今申し上げた三

点は、少なくともかなり大きく違つてくる問題だ

と思います。

○池田幹幸君 二点言わされました。それで、成長

率についていえば、少なくともあなたが本を書か

れたこの十二月の時点といふのは、今政府ももう

あきらめたけれども、二〇〇〇年度一・二%成長

率ということを言つていましたね。そういう時期で

しょう。そんなに大きく今実際の成長率の判断が

変わつたと私は思えません。それはいい。これか

だきたい。それは、つまり前の時点でリファーし

るの成長率の推定についても、それは推定した上

でなければできない、特に名目成長率は大事だ。

そのとおりでしよう。

そこで、そだだとすると、成長率があなたは変

わつたとおつやつたのは、より潜在成長率より

も高い成長率が期待されるということでなしに、

もつと低くなるおそれがあるという意味でしょ

う、当然、変わつたといふのは、そうじゃないん

ですか。これからもっとぐんぐんと三%、四%高

くなるというふうな想定だといふんですか。

さらには、IT革命、これは経済戦略会議の議

論の時点では、IT革命の効果といふのは実はそ

れほど明示的には認識されておりません。しか

し、IT革命がかなり中長期的に潜在成長力を高

めるといふことが明らかになつてきた段階で、こ

れは名目というよりは実質成長率の方に大きな影

響を与えるといふことになるんだと思います。そ

れが第二点です。

第三点目としても一つあると思いますのは、

小泉政権では非常に思い切つた構造改革、その中

で政府機関の民営化等々が今後議論されていくと

いうふうに思います。が、こういった民営化とい

うのは少なくとも、このやり方にもありますけれど

も、中期的に考えれば政府の債務の初期値を減ら

すという非常に大きな役割を果たす可能性がある

と思います。

つまり、こういふのはどのぐらいの財政赤字か

ら出発するかによってその後の試算は大きく変

わつてきますので、これが正式に視野に入つてい

くことになれば、財政再建の筋道といふのもかな

り違つてくる可能性があります。今申し上げた三

点は、少なくともかなり大きく違つてくる問題だ

と思います。

○池田幹幸君 私が言つてるのは、あなたが本

を書いた時点と今変わつたとおつしゃつたから、

さに構造改革といふのは中長期的に見た潜在成長

力を高めるといふことに大きな目標が置かれるべ

きだと思ひます。

見てもそういうことが実現してゐるわけで、ま

さに構造改革といふのは中長期的に見た潜在成長

力を高めるといふことに大きな目標が置かれるべ

きだと思ひます。

○池田幹幸君 私が言つてるのは、あなたが本

を書いた時点と今変わつたとおつしゃつたから、

その成長率が変わつた、見方も変わつたとおつ

しゃつたから、どう変わつたのかといふと、あの

時点よりもよくなるといふふうに考え方方が変わ

つたんですか。昨年十二月の時点あるいは盛んにあ

なたが主張される戦略会議の時点、そこは

しゃつたから、どう変わつたのかといふことは、こ

れからもっと下がるだらうと想定せざるを得なく

なつたといふことなんじやないんですか。

というふうに想定しておつた。ところがそれが行

かないから、成長率が変わつたといふことは、こ

れからもっと高い成長率を考えていたんですよ。そうで

しょう。二〇〇二年、三年になるとぐつと伸びる

といふふうに想定しておつた。

ただそれが行なつた。ところがそれが行

かないから、成長率が変わつたといふことは、こ

れからもっと高い成長率を考えていたんですよ

とてもないけれども、かなり違いますね。イギリスは二三とおっしゃった。約二三なんですね。まあそんなに違わないかな。ドイツは三一・二だが、さつき三五とおっしゃつたですね。

それで、日本は言われなかつたんだけれども、日本は大体一九・七ですね。五%の消費税標準税率で、国税に占める税収は一九・七%あるんですよ。そうすると、イギリスは二二か二三ですね。それからイタリアは二四とおっしゃつたですね。大体これと余り違わないじゃないですか。標準税率で言えば、イギリスが一七・五%で、イタリアは二〇%なんですね。何でこんなに違うかということは、これはもうおわかりだと思うんですけれども、イギリスにしてもイタリアにしてもゼロ税率とか軽減税率があるわけですよ、当然のことながら。それでもってこれだけ違いが出てる。

言いたいことは、日本は五%で、そういうものはないですからね。今、もう既に国の収入に占める消費税、付加価値税の比率は遙色ないところまで行っているんです。これ以上消費税率をどんどん上げていくということは、非常にいびつな税の構造になっていく、こういうことを意味する、そういうふうに思いませんか。

○政府参考人(尾原榮夫君) ちょっと、数字の話がございましたが、先生、先ほどのは地方税も入れたところでの割合の数字かと思います、イギリスが二二%といいますのは、先ほど私が申し上げました平成十三年度予算ベースで国税収入に占める消費税のウエート四%分でござりますが、一九%、こういうふうになっているわけございました。これをもつてその税収の地位をはかるのはいささか私適切ではないと考えております。と申しますのは、その分母になる税収全体が歳出を賄えるような状況になつていて、そのようなところが国によつてそれぞれ違うものでございます。から、これをもつて高い低いを論ずるのはいかがであろうか、こういうふうに考えておるわけでござります。

なあ、御議論の一つの資料として、いわゆる国民負担率なりそのような考え方の統計もあらうかと、ついでに、國税に占める税収の統計もあらうかというふうに考えます。

○池田幹幸君 私は何も國の収入に占めるなんて言つていませんよ。國税に占めると言つては、日本は物すごい借金しているから当たり前だから、借金どんどんすれば分母は大きくなるんですよ。そうでしょう。あなた、今何を論議しているかということを考えて物を言つてくださいよね。

つまり、税収に占める消費税の比率というのは、常に日本の場合はもう既に大きいんですよ。(税金が少ないんだよ」と呼ぶ者あり) 増税しろと言ふんですか。

それで、結局、一四%ということになりますと、一四%がそうでないとおっしゃるから、それは若干下がつたとしても、五%から引き上げようということはもう間違いないんだから、二、三年後には消費税の増税を検討するといふうに財務大臣もおっしゃつたわけだから、そういう点では変わらないわけで、こんなことをやつたら全く国民生活を破壊していくくということにならざるを得ないと思うんです。

しかも、もう一つ、もう時間ないから指摘だけです。私は、正しくないと思うんです。いろいろ議論あります、いろいろの議論ありますが、特に最近も構造の改善ということに取り組んでいきたい、こう思つております。

そうであるとするならば、プライマリーバランスのとれることを財政の健全化ということであるとするならば、これはやはり何としても税収全体をいわば図るための経済の活性化といいましょうか、GDPの伸長というものがなければ到底果たせるものじやございませんので、でござりますから、景気対策に本格的に取り組む、それには構造改善を同時にやっていかなきや進まないことだといまして、構造改革なくして景気回復なし、景気回復なくして財政健全化なしといふ一連の思想につながつてゐるものと考えていただいて結構だと思います。

○大洲綱子君 法案について質疑をしていきます

これは物すごく逆進性が高いですから、消費税といふのは、こんな逆進性の高い税制を中心的な税制にするというのは、これは本当に低所得者じめ以外の何物でもない。こういった方向での財政再建、つまり消費税を財政再建の中心的な財源としてやるという財政再建、こういった考え方を捨てるべきだと思うんです。これは財務大臣に伺いたいと思うんです。いかがでしょうか。

○國務大臣(塩川正十郎君) 消費税だけによつて財政再建をしようという、私たちはそんな単純な考えは持つておりません。

そもそも財政再建というのはどういうことをイメージしておられるのかわかりませんけれども、池田さんのおっしゃつているは財政の健全化という意味を通じることだと思っておりますが、私たちが財政の健全化の一つのめどとしておりますのは、プライマリーバランスがとれるということが財政の健全化の一歩だと思っております。そうして、そこからさらに進んで、累積してきておるところの国債の残高六百六十六兆円というものを漸減していくことをもつて、これによって財政の構造の改善ということに取り組んでいきたい、こう思つております。

そうであるとするならば、プライマリーバランスのとれることを財政の健全化といふことであるとするならば、これはやはり何としても税収全体をいわば図るための経済の活性化といいましょうか、GDPの伸長というものがなければ到底果たせるものじやございませんので、でござりますから、景気対策に本格的に取り組む、それには構造改革を同時にやっていかなきや進まないことだとしまして、構造改革なくして景気回復なし、景気回復なくして財政健全化なしといふ一連の思想につながつてゐるものと考えていただいて結構だと思います。

そういうことを主張して、ちょうど時間になりましたので、きょうはこれで終わらせていただきたいと思います。

米国でも二〇〇四年にはすべての証券を翌日決

した。歳出削減といふのは一番大事なことで、それはそれであるんですけれども、歳入の問題で今議論してきたわけです。

私は、逆進性の高い消費税をそいつた増収のあてにするべきじゃないと。特に消費税は税率を上げる以外には大幅な增收は期待できませんよね。直接税であれば、景気が回復すれば同じ税率であつても增收が期待できます。そういった考え方を中心にしなければいかぬだらうと思うんであります。

大体、政府がやつてきたことをそういう点で言えば、私、逆だたと思います。九七年について

アメリカなんかでも、ちゃんと高額所得者にして収入をふやすというやり方をとつたわけでしょう。本当に景気回復とともに增收を期待してやついくんだとするならば、そういう方向をとらなければならないというふうに私は考えます。

特に、景気回復なくして財政再建なし、財政再建なくして景気回復なしとおっしゃつた。景気回復なくして財政再建なしの方でいえば、私は、今個人消費がこれだけ落ち込んでいるんですから、何度も言いますけれども、消費税増税、二、三年後には増税するなんということはやめて、直ちに消費税減税して景気回復を図るという方向をとることこそ本当に正しい道だと思うんです。これは、消費税を中心にしてないということは、財政構造改革、財政再建の上からも、さつき申し上げました意味で私は大事だと思っています。

そういうことを主張して、ちょうど時間になりましたので、きょうはこれで終わらせていただきたいと思います。

○池田幹幸君 その論議は、前回、塩川財務大臣の御答弁でもういただいているのですが、財政再

済したいというような方向を目指していますけれども、我が国でもインターネットを利用した株の売買や企業間の電子商取引など、IT革命が金融証券市場や商品市場の決済制度改正を迫っている状況にあるというふうに思います。決済リスクを回避するためには取引と同時決済が理想といわれますけれども、現在、株や社債の決済は取引成立の三日後、コマーシャルペーパーは二日後になります。

金融機関の破綻などによる投資家のリスクもふえておると聞いておりますけれども、社債や株式のペーパース化もずっと求められていて、議論も続けてきたというふうに思うわけすけれども、今回この法案ではCPに限つてペーパース化をしてきているという、この理由についてまずお聞かせをいただきたいと思います。

○政府参考人(乾文男君) 今回、御指摘の中で、CPについてペーパース化を推進することとしたわけでございますけれども、社債、国債等につきましては、その譲渡その他の権利の移転が通常証券会社や金融機関を通じて行われますことから、社債、国債等を振替制度の対象といったためには、いわゆる多層構造の振替制度を構築することが必要不可欠でございます。ただ、多層構造の振替制度につきましては、口座振替による権利移転についての券面の交付による場合と同等の流通の確保を図ることから生じる法技術的な問題点が存在いたしますために、今後これらの問題につきまして十分に検討して、速やかに成案を得得まいりたいと思っております。

他方、コマーシャルペーパーにつきましては、その商品性から主として大口の投資家を中心に関通が行われることが想定されておりますことから、多層問題の解決に至ります前でも、いわゆる単層構造としても構築することができますけれども、従来から金融界そして産業界から、ペーパース化の早期実現が各方面から強く要望されてまいりましたので、いわばできるものから早急に対

応するということで今回CPのペーパース化の法案をお願いしているところでございます。

○大渕絹子君 社債の決済の方法なども昨年の六月に社債等登録法から証券保管振替法に変えたばかりでございますよね。この社債のペーパース化を進めていくという議論であれば、その当時も少しこマーシャルペーパーと運動した形の体制づくりというようなことがあってもいいように思ひます。もちろん、株式は証券保管振替法の中で振替ということことで、振替決済が違う

というようなことで、まだまだいろんな法案との調整あるいは国債の決済の仕方との調整等々が議論のなかに、一部商社あるいは財界の圧力でコマーシャルペーパーを先行するということで緊急上程されたといったうござりますけれども、日本の証券決済システムそのものを大枠の中はどう変えるかという議論の中で出てきてほしかったなというふうに思います。

では、法案の中身について入らせていただきまますけれども、第二条で契約により社債の総額が引き受けられるものということをうたつてありますけれども、これに該当するものというのはどういふうに位置づけられていますけれども、この短期社債の償還差益とか譲渡益課税、法人税、印紙税の扱い、消費税等はどうなるのでしょうか。現行のコマーシャルペーパーの課税関係との比較で答えていただきたいと思います。

○政府参考人(乾文男君) いわゆる社債の総額引き受けということが短期社債の要件になつてございませんけれども、これは、一回の発行によりまして発行される社債の合計額を一つの契約によりまして一人または複数の者が取得することを意味するわけでございます。

これはどういうことかと申しますと、もしも総額引き受けでございませんと、引き受ける方がたくさんいらっしゃいますと、その社債の発行条件等の情報をきちっと明示させまして、それによって公衆の保護を図る観点から、社債申込証等の作成の手続が商法上必要になるわけでございますけれども、従来から金融界そして産業界から、ペーパース化はいわば対外必要な情報がすべて引き受け側に伝わりますことから、商法上社債申込証の作成等が必要とされていないところでございます。

今回、短期社債の機動的な発行等を確保する観点から、総額引き受けである場合にはこの社債申込証の作成が必要とされないことから、これを短期社債の要件とされたものと承知をしております。

○大渕絹子君 長く話していただきましたけれども、よくわかりません。いわゆる専門的知識を有する大口の投資家とすることでしょう。そういうふうに答えてくださいよね。

短期社債というのは、一億円以上の額面で不満、利息も元本償還日にする、あるいは無担保、発行に際しては取締役決済、社債原簿、社債権者集会などが不要ということで短期社債というふうに位置づけられていますけれども、この短期社債の償還差益とか譲渡益課税、法人税、印紙税の扱い、消費税等はどうなるのでしょうか。現行のコマーシャルペーパーの課税関係との比較で答えていただきたいと思います。

○政府参考人(乾文男君) 今回の短期社債とペーパースCPの税制上の扱いにつきましては、新制度の施行が来年四月一日とされておりますこと、それから税制上の取り扱いの前提となります短期社債等の流通の仕組みにつきましてその詳細が確定しておりませんことを踏まえまして、平成十四年度、ことしの年末の税制改正におきまして措置をお願いしたいと思っております。

金融庁といたしましては、CPのペーパース化を目的として、約束手形でございます現行のCPと同様の商品性を有するものといたしまして、短期社債の制度の創設をお願いしたことを踏まえまして、現行のCPに対するのと同様の税制上の取り扱いをされるよう税務当局に対しまして要望してまいりたいと思っております。

○大渕絹子君 第三条には振替機関を株式会社とすることを書いてありますけれども、その株式会社とした理由、そして、今この法案を施行するに当たり、該当する機関として考えておられるようなどころがあるのかどうか、全国で何社ぐらい必要だと思つておられるのか答えてください。

○政府参考人(乾文男君) 振替機関につきましては、この法律及び株券等の保管及び振替に関する法律に基づく保管振替業のほか、振替業に関連する業務で振替業を適正かつ確実に営むにつきまして支障を生ずるおそれがないと認められる業務とすよね。この振替の業務に限つてやるということが決められているということですね、九条は。

○政府参考人(乾文男君) 振替機関につきましては、この法律及び株券等の保管及び振替に関する法律に基づく保管振替業のほか、振替業に関連する業務で振替業を適正かつ確実に営むにつきまして支障を生ずるおそれがないと認められる業務として、主務大臣の承認を受けた業務を営むことができるものとしております。

これは、振替機関が振替業とあわせてその関連業務を行なうことは、振替機関の管理の及ばない外

いたしました理由は、振替機関が証券市場を取り巻く諸情勢の変化や利用者のニーズの多様化に的確に対応しまして、効率的かつ魅力的なサービスを提供していくことを可能といたしますために、第一に、資金調達の方法の多様化による弾力的につ機動的な運営が可能であること、第二に、競争可能性の確保やコーポレートガバナンス機能の活用によりまして利用者のニーズへの的確な対応ができるメリットを有する株式会社とすることです。

そこで、振替機関といたしまして現在具体的に想定している機関はございませんけれども、今般の法整備によりまして、意欲のある民間の株式会社が振替機関となつて、我が国の証券決済システムの効率化、ひいては我が国証券市場の国際競争力の向上に資することを期待しているものでござります。

○大渕絹子君 想定したところがないということですので、民間のところからもやりたいというようなことで手を挙げているところもあるやに聞きますけれども、そうしたところが進出をしてくるの妨げにならないようにしていただきたいなとうふうに思います。

第九条では兼業の制限ということをうたつていますけれども、例えば銀行とかほかの証券会社でしょうか、そういうところがこの振替機関に手を挙げた場合でも制限をされるということになりますよね。この振替の業務に限つてやるということが決められているということですね、九条は。

○政府参考人(乾文男君) 振替機関につきましては、この法律及び株券等の保管及び振替に関する法律に基づく保管振替業のほか、振替業に関連する業務で振替業を適正かつ確実に営むにつきまして支障を生ずるおそれがないと認められる業務として、主務大臣の承認を受けた業務を営むことができるものとしております。

これは、振替機関が振替業とあわせてその関連業務を行なうことは、振替機関の管理の及ばない外

構築するということになつてゐるわけであります

が、国債につきましてもその振替決済制度のペーパーレス化を実現することは、国債の取引の安全性の向上、流通市場の整備などにも資することになりますると考えられるわけでございますので、その早期の実現に向けて、法技術的な問題等についてただいま関係省庁とともに検討を進めているところございまして、所要の立法措置を講じてまいりたい、こう考えております。

○大淵絹子君 おおむねいつごろまでにそれをやり抜く決意でございますか。

○副大臣(若林正俊君) 実務的にはこの秋ごろにはその問題点の詰めはできるんじやないかと思つておりますけれども、国会がいつ開催されますか、秋過ぎのということで、次期通常国会に提出できますように準備を進めてまいりたいと思いま

す。

○大淵絹子君 財務省は、振替決済も日銀からつかれる有価証券なんかの決済と同じところに元化をしていきたいというような意向はあるのでしょうか。

○副大臣(若林正俊君) 当面は日銀のところで一元的に決済できるというような形のものを想定しておりますけれども、これから決済の扱いの部分についてはなお検討中でございます。当面は日銀の一元的な決済の中で処理ができるようなことを考えております。

○大淵絹子君 諸外国では恐らく国債とか株式とか皆一元的な決済方法を進めておりまして、非常に早くに、リスクが少なく、即日あるいは翌日決済ができるような方向をとるべく勧告、これはG30勧告といふんでしようか、私はこういう問題に余り詳しくなくてあれなんですか、G30勧告とかISSAの改訂勧告などを日本も受けていますね。

これを見ますと、日本は勧告の2、「市場直接参加者と機関投資家など市場の間接参加者の間の売買照会」というところですけれども、ここは株式も国債も社債も全部バッテンがついていたり、

勧告9の「統一証券(取引)メッセージ、統一証券コードの採用」というところも全部バッテンが

ついております。

こちらは早急に改善をしなければならないといふ勧告を受けているというふうに思いますが、ここは柳澤金融担当大臣でしょうか、ぜひお答えをいただきたいと思います。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 証券決済制度におきますISSA、これはG30の勧告を修正したものなのでござりますけれども、それらの達成状況を見ますと、今委員が御指摘になられたようなところが見受けられるわけでございます。

世界はこの証券決済制度というものにおいて、かなり競争的な状況に今立つてあるかと思うわけでございます。いつぞや申し上げましたように、

ちょっと保守的なフランスが先端を切っているとか、ちょっと我々の予想と違うような状況が展開されていますよ。

常に真剣な努力をしていると、こういうことでござります。

今回、我々はCPだけのものについて出させていただきましたので、各委員、なぜこんな中途半端なものを持ってくるんだ、もっとちゃんと完成して持つてくればよろしかったんじやないかといふようなこともありますけれども、頑張らせていただきたい、このように申し上げたいと思

います。

○大淵絹子君 ありがとうございます。

四法案をずっと検討させていただきまして、これが本当に緊急の経済対策なのかな、小泉さんが

いたときましたので、各委員、なぜこんな中途半端なものを持ってくるんだ、もっとちゃんと完成して持つてくればよろしかったんじやないかといふようなこともありますけれども、頑張らせていただきたい、このように申し上げたいと思

います。

○大淵絹子君 ありがとうございます。

私は民間で育った人間でございますので、経済のいわゆる後退というか、こういった事態についての政府の見解あるいは日銀の短観、こういったことは非常に大きな影響が及ぼします。きょうは担当大臣じゃないからということでお答えじゃな

く、長老の塩川大臣もおられますので、担当を超えてでも三大臣、経済担当相でございますので、ぜひお答えをいただきたいと思います。

一つ冒頭にお伺いしたいのは、毎月ある月例経済報告でございますけれども、多少言葉は変わることですが、ちょっとペーセンテージが落ちたり景気が低迷いたしますと、必ず、さらに弱含んでい

るとか悪化しつつあるとか、微妙な言葉で現在の世相を言うんでますが、これは、民間がとらえます

と、株価が平均株価で三百円も四百円も下がる、上がるといった現象が起きます。こういう言葉の魔術師みたいな方々が経済報告をつくるとい

あります。

しかし、現在もなお法制当局等と、あるいは法務当局等と熱心な検討をしておりますので、今、若林財務副大臣の答弁にありましたように、我々はできるだけ早くこれを完成した形で法案として提出いたしたい、このように考えております。それが提出された暁には、今度こそすべての有価証券あるいは証券についての決済法制度がそこででき上るということになりまして、何よりもTPP

スへの移行の競争でも日本がそこで劣ることのないように、そういう事態が実現できるというこ

とを考える次第でございます。

いずれにしても、大変いろいろ競争がありまして、先ほど来、公正、透明ということも必要であるし、またいろんな事務的なリスクが少ないということが市場が発展するために最も必要な条件と

いうことでございますので、さらにまたそうした面で、変な表現かもしませんけれども、頑張らせていただきたい、このように申し上げたいと思

います。

○金石清禅君 私の前任者は非常に有名なんです

が、私はたまたま縁がありますので、先週十三日に初めての登院をいたしました金石でございます。

政黨の比例代表ではございましたけれども、残念ながら私が所属しております政党は今はございませんので、現在、無所属という立場から質問をさせていただきます。しかし、この時宜を得た

四法案に対しまして、最後の質問者になれる、こういった機会をお与えくださいました先輩議員に

対して心からの敬意を表したいと思います。

私は民間で育った人間でございますので、経済のいわゆる後退というか、こういった事態についての政府の見解あるいは日銀の短観、こういったことは非常に大きな影響が及ぼします。きょうは担当

大臣じゃないからということでお答えじやな

く、長老の塩川大臣もおられますので、担当を超えてでも三大臣、経済担当相でございますので、ぜひお答えをいただきたいと思います。

一つ冒頭にお伺いしたいのは、毎月ある月例経

済報告でございますけれども、多少言葉は変わ

ることですが、ちょっとペーセンテージが落ちたり景気が低迷いたしますと、必ず、さらに弱含んでい

るとか悪化しつつあるとか、微妙な言葉で現在の世相を言うんでますが、これは、民間がとらえます

と、株価が平均株価で三百円も四百円も下がる、

上がるといった現象が起きます。こういう言葉

た顔をして、ええ、これが緊急なのということを言つていて、まさにお金のある方たちへの優遇制度であつて、庶民、生活で苦しんでいる人たちに対する緊急な手当てではないということを本当に残念に思つております。

以上申し上げまして、質問を終わります。

○委員長(伊藤基隆君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、緒方靖夫君が委員を辞任され、その補欠として富権練三君が選任されました。

○金石清禅君 私の前任者は非常に有名なんです

が、私はたまたま縁がありますので、先週十三日に初めての登院をいたしました金石でございます。

政黨の比例代表ではございましたけれども、残念ながら私が所属しております政党は今はございませんので、現在、無所属という立場から質問をさせていただきます。しかし、この時宜を得た

四法案に対しまして、最後の質問者になれる、こういった機会をお与えくださいました先輩議員に

対して心からの敬意を表したいと思います。

私は民間で育った人間でございますので、経済のいわゆる後退というか、こういった事態についての政府の見解あるいは日銀の短観、こういったことは非常に大きな影響が及ぼします。きょうは担当

大臣じゃないからということでお答えじやな

く、長老の塩川大臣もおられますので、担当を超えてでも三大臣、経済担当相でございますので、ぜひお答えをいただきたいと思います。

一つ冒頭にお伺いしたいのは、毎月ある月例経

済報告でございますけれども、多少言葉は変わ

ることですが、ちょっとペーセンテージが落ちたり景気が低迷いたしますと、必ず、さらに弱含んでい

るとか悪化しつつあるとか、微妙な言葉で現在の世相を言うんでますが、これは、民間がとらえます

と、株価が平均株価で三百円も四百円も下がる、

上がるといった現象が起きます。こういう言葉

た顔をして、ええ、これが緊急なのということを言つていて、まさにお金のある方たちへの優遇制度であつて、庶民、生活で苦しんでいる人たちに対する緊急な手当てではないということを本当に残念に思つております。

以上申し上げまして、質問を終わります。

○金石清禅君 私の前任者は非常に有名なんです

が、私はたまたま縁がありますので、先週十三日に初めての登院をいたしました金石でございます。

政黨の比例代表ではございましたけれども、残念ながら私が所属しております政党は今はございませんので、現在、無所属という立場から質問をさせていただきます。しかし、この時宜を得た

四法案に対しまして、最後の質問者になれる、こういった機会をお与えくださいました先輩議員に

対して心からの敬意を表したいと思います。

私は民間で育った人間でございますので、経済のいわゆる後退というか、こういった事態についての政府の見解あるいは日銀の短観、こういったことは非常に大きな影響が及ぼします。きょうは担当

大臣じゃないからということでお答えじやな

く、長老の塩川大臣もおられますので、担当を超えてでも三大臣、経済担当相でございますので、ぜひお答えをいただきたいと思います。

一つ冒頭にお伺いしたいのは、毎月ある月例経

済報告でございますけれども、多少言葉は変わ

ることですが、ちょっとペーセンテージが落ちたり景気が低迷いたしますと、必ず、さらに弱含んでい

るとか悪化しつつあるとか、微妙な言葉で現在の世相を言うんでますが、これは、民間がとらえます

と、株価が平均株価で三百円も四百円も下がる、

上がるといった現象が起きます。こういう言葉

た顔をして、ええ、これが緊急なのということを言つていて、まさにお金のある方たちへの優遇制度であつて、庶民、生活で苦しんでいる人たちに対する緊急な手当てではないということを本当に残念に思つております。

以上申し上げまして、質問を終わります。

○金石清禅君 私の前任者は非常に有名なんです

が、私はたまたま縁がありますので、先週十三日に初めての登院をいたしました金石でございます。

政黨の比例代表ではございましたけれども、残念ながら私が所属しております政党は今はございませんので、現在、無所属という立場から質問をさせていただきます。しかし、この時宜を得た

四法案に対しまして、最後の質問者になれる、こういった機会をお与えくださいました先輩議員に

対して心からの敬意を表したいと思います。

私は民間で育った人間でございますので、経済のいわゆる後退というか、こういった事態についての政府の見解あるいは日銀の短観、こういったことは非常に大きな影響が及ぼします。きょうは担当

大臣じゃないからということでお答えじやな

く、長老の塩川大臣もおられますので、担当を超えてでも三大臣、経済担当相でございますので、ぜひお答えをいただきたいと思います。

一つ冒頭にお伺いしたいのは、毎月ある月例経

済報告でございますけれども、多少言葉は変わ

ることですが、ちょっとペーセンテージが落ちたり景気が低迷いたしますと、必ず、さらに弱含んでい

るとか悪化しつつあるとか、微妙な言葉で現在の世相を言うんでますが、これは、民間がとらえます

と、株価が平均株価で三百円も四百円も下がる、

上がるといった現象が起きます。こういう言葉

た顔をして、ええ、これが緊急なのということを言つていて、まさにお金のある方たちへの優遇制度であつて、庶民、生活で苦しんでいる人たちに対する緊急な手当てではないということを本当に残念に思つております。

以上申し上げまして、質問を終わります。

○金石清禅君 私の前任者は非常に有名なんです

が、私はたまたま縁がありますので、先週十三日に初めての登院をいたしました金石でございます。

政黨の比例代表ではございましたけれども、残念ながら私が所属しております政党は今はございませんので、現在、無所属という立場から質問をさせていただきます。しかし、この時宜を得た

四法案に対しまして、最後の質問者になれる、こういった機会をお与えくださいました先輩議員に

対して心からの敬意を表したいと思います。

私は民間で育った人間でございますので、経済のいわゆる後退というか、こういった事態についての政府の見解あるいは日銀の短観、こういったことは非常に大きな影響が及ぼします。きょうは担当

大臣じゃないからということでお答えじやな

く、長老の塩川大臣もおられますので、担当を超えてでも三大臣、経済担当相でございますので、ぜひお答えをいただきたいと思います。

一つ冒頭にお伺いしたいのは、毎月ある月例経

済報告でございますけれども、多少言葉は変わ

ることですが、ちょっとペーセンテージが落ちたり景気が低迷いたしますと、必ず、さらに弱含んでい

るとか悪化しつつあるとか、微妙な言葉で現在の世相を言うんでますが、これは、民間がとらえます

と、株価が平均株価で三百円も四百円も下がる、

上がるといった現象が起きます。こういう言葉

た顔をして、ええ、これが緊急なのということを言つていて、まさにお金のある方たちへの優遇制度であつて、庶民、生活で苦しんでいる人たちに対する緊急な手当てではないということを本当に残念に思つております。

以上申し上げまして、質問を終わります。

○金石清禅君 私の前任者は非常に有名なんです

が、私はたまたま縁がありますので、先週十三日に初めての登院をいたしました金石でございます。

政黨の比例代表ではございましたけれども、残念ながら私が所属しております政党は今はございませんので、現在、無所属という立場から質問をさせていただきます。しかし、この時宜を得た

四法案に対しまして、最後の質問者になれる、こういった機会をお与えくださいました先輩議員に

対して心からの敬意を表したいと思います。

私は民間で育った人間でございますので、経済のいわゆる後退というか、こういった事態についての政府の見解あるいは日銀の短観、こういったことは非常に大きな影響が及ぼします。きょうは担当

大臣じゃないからということでお答えじやな

く、長老の塩川大臣もおられますので、担当を超えてでも三大臣、経済担当相でございますので、ぜひお答えをいただきたいと思います。

一つ冒頭にお伺いしたいのは、毎月ある月例経

済報告でございますけれども、多少言葉は変わ

ることですが、ちょっとペーセンテージが落ちたり景気が低迷いたしますと、必ず、さらに弱含んでい

るとか悪化しつつあるとか、微妙な言葉で現在の世相を言うんでますが、これは、民間がとらえます

と、株価が平均株価で三百円も四百円も下がる、

上がるといった現象が起きます。こういう言葉

た顔をして、ええ、これが緊急なのということを言つていて、まさにお金のある方たちへの優遇制度であつて、庶民、生活で苦しんでいる人たちに対する緊急な手当てではないということを本当に残念に思つております。

以上申し上げまして、質問を終わります。

○金石清禅君 私の前任者は非常に有名なんです

が、私はたまたま縁がありますので、先週十三日に初めての登院をいたしました金石でございます。

政黨の比例代表ではございましたけれども、残念ながら私が所属しております政党は今はございませんので、現在、無所属という立場から質問をさせていただきます。しかし、この時宜を得た

四法案に対しまして、最後の質問者になれる、こういった機会をお与えくださいました先輩議員に

対して心からの敬意を表したいと思います。

私は民間で育った人間でございますので、経済のいわゆる後退というか、こういった事態についての政府の見解あるいは日銀の短観、こういったことは非常に大きな影響が及ぼします。きょうは担当

大臣じゃないからということでお答えじやな

く、長老の塩川大臣もおられますので、担当を超えてでも三大臣、経済担当相でございますので、ぜひお答えをいただきたいと思います。

一つ冒頭にお伺いしたいのは、毎月ある月例経

済報告でございますけれども、多少言葉は変わ

ることですが、ちょっとペーセンテージが落ちたり景気が低迷いたしますと、必ず、さらに弱含んでい

るとか悪化しつつあるとか、微妙な言葉で現在の世相を言うんでますが、これは、民間がとらえます

と、株価が平均株価で三百円も四百円も下がる、

上がるといった現象が起きます。こういう言葉

た顔をして、ええ、これが緊急なのということを言つていて、まさにお金のある方たちへの優遇制度であつて、庶民、生活で苦しんでいる人たちに対する緊急な手当てではないということを本当に残念に思つております。

以上申し上げまして、質問を終わります。

○金石清禅君 私の前任者は非常に有名なんです

が、私はたまたま縁がありますので、先週十三日に初めての登院をいたしました金石でございます。

政黨の比例代表ではございましたけれども、残念ながら私が所属しております政党は今はございませんので、現在、無所属という立場から質問をさせていただきます。しかし、この時宜を得た

四法案に対しまして、最後の質問者になれる、こういった機会をお与えくださいました先輩議員に

対して心からの敬意を表したいと思います。

私は民間で育った人間でございますので、経済のいわゆる後退というか、こういった事態についての政府の見解あるいは日銀の短観、こういったことは非常に大きな影響が及ぼします。きょうは担当

大臣じゃないからということでお答えじやな

く、長老の塩川大臣もおられますので、担当を超えてでも三大臣、経済担当相でございますので、ぜひお答えをいただきたいと思います。

一つ冒頭にお伺いしたいのは、毎月ある月例経

済報告でございますけれども、多少言葉は変わ

ることですが、ちょっとペーセンテージが落ちたり景気が低迷いたしますと、必ず、さらに弱含んでい

るとか悪化しつつあるとか、微妙な言葉で現在の世相を言うんでますが、これは、民間がとらえます

と、株価が平均株価で三百円も四百円も下がる、

上がるといった現象が起きます。こういう言葉

た顔をして、ええ、これが緊急なのということを言つていて、まさにお金のある方たちへの優遇制度であつて、庶民、生活で苦しんでいる人たちに対する緊急な手当てではないということを本当に残念に思つております。

以上申し上げまして、質問を終わります。

○金石清禅君 私の前任者は非常に有名なんです

が、私はたまたま縁がありますので、先週十三日に初めての登院をいたしました金石でございます。

政黨の比例代表ではございましたけれども、残念ながら私が所属しております政党は今はございませんので、現在、無所属という立場から質問をさせていただきます。しかし、この時宜を得た

四法案に対しまして、最後の質問者になれる、こういった機会をお与えくださいました先輩議員に

対して心からの敬意を表したいと思います。

私は民間で育った人間でございますので、経済のいわゆる後退というか、こういった事態についての政府の見解あるいは日銀の短観、こういったことは非常に大きな影響が及ぼします。きょうは担当

大臣じゃないからということでお答えじやな

く、長老の塩川大臣もおられますので、担当を超えてでも三大臣、経済担当相でございますので、ぜひお答えをいただきたいと思います。

一つ冒頭にお伺いしたいのは、毎月ある月例経

済報告でございますけれども、多少言葉は変わ

ることですが、ちょっとペーセンテージが落ちたり景気が低迷いたしますと、必ず、さらに弱含んでい

るとか悪化しつつあるとか、微妙な言葉で現在の世相を言うんでますが、これは、民間がとらえます

と、株価が平均株価で三百円も四百円も下がる、

上がるといった現象が起きます。こういう言葉

た顔をして、ええ、これが緊急なのということを言つていて、まさにお金のある方たちへの優遇制度であつて、庶民、生活で苦しんでいる人たちに対する緊急な手当てではないということを本当に残念に思つております。

うことじやなく、先ほど柳澤金融相からも出ておりましたけれども、言つてみれば本当の意味でムーディーズのような格付した、もつと国民にわかりやすい表現でこういった経済報告ができないものかということをまずお伺いたいと思いますが、いかがございましょうか。

○国務大臣(塙川正十郎君) 私も今回の月例報告を聞きまして、実に心配しておる一人でございまごとにこういう報告を出して、シリアスな言葉を使つて報告されるということにつきまして、国民の皆さん方も非常に神経をお使いになるだらうと思います。私は、願わくば日銀短観を中心とした、それに対して政府は政府なりの四半期ごとぐらいの経済見通しでいいんではないかなと思うりもするのでございますけれども、丁寧に状況を報告するという意味において月割りにしておるんだろうと思うております。

については、格付をしたらとおっしゃいますけれども、何を基準に格付するかということ是非常に難しいことだと思っております。ですから、いわば抽象的な表現であるかもわかりませんけれども、経済の趨勢というものをいろんな指標をつかまえて総論的に申し上げると、現在の月例報告が今いわば経済の実態を一番正確に示しておる」とだと思っておりますが、これを真摯に受けとめて解釈をし、自己流に経済の判断をすと、いうことは、これは非常に私は一般の人は難しいことだろうと。専門家はこれでよくわかると思うのでございますが、難しいことだと思つておりますけれども、私たちも当事者の、いわば現在の経済諮問会議のメンバーの、作成した者から説明を聞かぬとちょっとわからへんような状態でござりますので、もう少し易しく書いてもらいたいといふ念願を持っております。

○金石清禅君 ありがとうございます。
私は学生時代、亡くなつた小渕恵三総理と同級生でございまして、親しい関係にございました。

以後、森さんそして今の小泉さんと総理がかわられました。三方とも、まず景気回復ということを念頭に置いて、このことをやればその後は必ず財政再建はできるんだという意味のことを絶えずおっしゃつてましたんですが、現在は言葉の魔術師があるいは人気のなせるわざかわかりませんけれども、言つてみると財政再建なくして景気回復はないという、一言で言つてどれだけの言葉を使つて報告されるということにつきまして、国民の期待を寄せられているんでしようか。

さらに、森さんのときは本当に株価も低迷して、極めて危機的状況にございました。しかし、今の小泉内閣ができましてからは極めて元気よく株価も上がりました。しかし、このところ低迷し出して、森さんの時代と余り変わらない状況に陥っています。こういった景気の流れというものが、今回の緊急再建方式のこの法案が通ることによつて少しでも前進することを期待してなりませぬ。

私は、財政再建という問題も非常に大事でございますが、景気とか民間の活力とか、そういったものができ上がらない限り、なかなかこういった上向きの世態、あるいは、先ほど日銀の総裁がおっしゃつておられましたけれども、一番直近の景気の状況は、いわゆる民間の需要がなくては上がらないんだというのを、これは橋本内閣のときから同じことをおっしゃつておるんですね。こんなことで本当に景気浮揚の日銀の政策というのはなるんだろうかという考え方でござります。そのことについても所信を伺いたいと思います。

○国務大臣(塙川正十郎君) 金石さんに先ほどの御発言の中でちょっと私が申し上げておきたいと思つておりますことは、今おっしゃつておりました財政構造の改善なくして景気回復とおつしゃいましたが、私たちが言つておりますのは経済の構造改善、経済全体の構造改善なくして景気回復なしということでござりますので、そこはひつ分けて考えていただきたい。

それはなぜかといいまして、現在までずっとやつてまいりました、政府がとつてまいりました景気対策というのは、要するに右肩上がりの中の諸制度並びに習慣、そういうしきたりの中で景気対策、景気の下支えをやつてきたわけです。下支えをやつてきたにすぎないと思つております。それはそれなりの効果があつて経済が破滅的な状態にならずして今日までやつてきたと思います。しかし、これからさらに新しい発展をしようとするとならば、今まで来た右肩上がりの諸制度を変えて、新しいデジタル社会、あるいは電子通信機械のそういう経済構造に変えていかなければ新しい発展はないんではないか。そこに構造改革といふものをやろうということでありまして、それが今、小泉総理の言つております構造改革なくして新しい経済の発展はないということを言つておるようなことでござります。この点はひとつ御理解していただきたいと思つております。

○金石清禅君 ありがとうございます。
私も小泉総理については大きな期待を寄せておる一人でござりますので、今できることは何でもやるというのが小泉さんの一番いいところだと私は信じておりますので、ぜひ三大臣もお力をこの機会に發揮されることを願つてやみません。

今回、せつかくの機会でござりますので、景気の浮揚と、いうことで本当に考えますと、かつて塩川大臣も官房長官をなさつたことがござりますけれども、その当時から、官邸に入つた人及び総理大臣以下大臣になつた人は株はやらない方がいいということで、いろいろ不正な事件が起きました後でございましたし、大臣経験者も現職でおやめになつたときもありましたので、いろいろ心配されての上でございました。

その間の中で、政治家もすべて株をやらないといふことが正義のよくな形でなされておりまますけれども、今、百万までは控除するから一般投資の再起を願おうといふこととの政策の陰には、國のリーダーになる人がそらいた定見も持たないで、大臣のときだけは株はやらないといふよう

じやないかと思ひますが、柳澤大臣、どうでしょうか。
○国務大臣(柳澤伯夫君) 実は、この点については、私どもの仲間の政治家、国会議員の中にもこんなのおかしいという意見もあるわけございます。

ただ、そうは言いえ、今、金石委員がお触れになられた、大臣職にある者は、インサイダー取引と申しますか、インサイド情報というものにやっぱり接することが可能性として多いわけでござります。そういう意味で、李下に冠を正さずといふ申しますか、インサイド情報というものにやつぱり接することが可能性として多いわけでござります。

意味で、この間、株式の取引をしないといふ私ども申し合わせというか、総理指示でございましたが、この点は私は一つのけじめとして十分納得できるものだと思います。

政治家一般がそうだというようなことで、先ほど来いろいろ市場のことも御批判をいたいたわけですかでも、何かあれをやると賭博といふことで見られる、ある意味でそういう価値観をつくつてしまつてゐるじゃないかと。

この点については、鶴が先か卵が先かという議論かと思ひますが、私ども、本当に透明、公正な市場を早く実現して、みんな政治家でも堂々と株式取引ができるようになりたいものだと、こう念願しているものでござります。

○金石清禅君 ありがとうございます。
もう十二年ほど前になるでしようか、いわゆる証券取引審査委員会ですか、SECという形を民間でやるか當時の大蔵省の中でやるかということいろいろ議論の上、今の財務省の一角にそういったところが出てるんですけども、本当の意味で、最近もインサイダー取引とか、あるいはまた、いろいろ株が上がつてもうかた利益だけを得るんじゃなく、下がつてもうかる人たちも非常に多いということで、アメリカでもヘッジファンドということが非常に危うくなつております。

ところが、日本の戦略ファンドというのが極めて

大きな利益を上げているというのも報道されております。

こういったことについてのSECの評価といいますか、そのことについてはいかがお考えでございましょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 一般論として申し上げるんですけれども、日本人というのは、非常に農耕民族のあれを受けているのかどうか、とにかく右肩上がりのときにしか利益の機会はないものだというようなことをどうも思ひがちなんですけれども、先物などを組み込んでくる、さらに難しいいろんなデリバティブスを組み込んできた場合には、値段が上下することが利益のチャンスなんだ。その方向は右肩上がりである必要はなくて、右肩下がりでもちつとも構わないんだというようなことがありますなんと言っていたんではいけないのかもしれませんけれども、そういうようなことがあるようでございますが、私自身があるようでございますなんと言っていたんではいけないのかもしませんけれども、そういうようなことは、一つそれを乗り越えなきやならないことだという説もございます。

ただし、我々は、経済の発展というのは、また生活の向上というのは右肩上がりの、グラフで言えばそういう状況でございますので、やっぱりその素朴な感じというのも大事にしていきたいというふうに考えておるわけございます。そういう中で、昨今、正直申しまして、インデックス債とかEB債とかというような、ある意味でデリバティブスという位置づけもいたく商品らしいんですけども、そういうものの設定して無理やりにコーディネーターというか、そう現にせんだけって、私どもなかなか難しい判断でございましたけれども、市場監視委員会の方から、これは先ほど委員が御指摘になられたものが今私どもの一つの部門として機能をしているわけ

でございますけれども、そこからの勧告を受けます。

私が申し上げたいのは、いろいろなことがございました。考え方方が全部そこに投入されて、一番客観的な値決めがされるというのがマーケットの本質だということござりますので、私ども、どれがいい、どうが悪いということは全く言うつもりはありませんけれども、しかしマニピュレーションというか、相場操縦だけは絶対許してはいけない、こういうような考え方を持つておりますて、これからも監視委員会によく頑張って、そういうふたことにつてもし法令違反等のことがあれば厳正に対処したい、このように考えております。

○金石清禅君 続きまして、きょうは主税局長がお見えということなので、株価につきまして、配当の二重課税ですね。それからもう一つは、今回、この四月から申告制度にするということを言つておりますて、各証券会社もすべてそれを徹底しております。されども、二年延長になりましたですね。

これが、今まで何回も討議されたとは思いますけれども、二年にして、その中で株価を調整しようとと思うとどうしても株価が弱含みになっていくということになりますので、これも先ほど法案の延長、改革の中に十六年というのがありましたけれども、今株価も低迷していますし、ほかのものも低迷していますけれども、二年間でするとまた下がるんですね。

そういう税に対する、いろいろ仕組みはあるうござりますが、昨今の状況を考えさせていただきまして、株価につきまして、配当の二重課税ですね。それからもう一つは、今回、この四月から申告制度にするということを言つておりますて、各証券会社もすべてそれを徹底しております。されども、二年延長になりましたですね。

これが、今まで何回も討議されたとは思いますけれども、二年にして、その中で株価を調整しようとと思うとどうしても株価が弱含みになっていく

と、いうことになりますので、これも先ほど法案の延長、改革の中に十六年というのがありましたけれども、今株価も低迷していますし、ほかのものも低迷していますけれども、二年間でするとまた下がるんですね。

そういう税に対する、いろいろ仕組みはあるうござりますが、昨今の状況を考えさせていただきまして、株価につきまして、配当の二重課税ですね。それからもう一つは、今回、この四月から申告制度にするということを言つておりますて、各証券会社もすべてそれを徹底しております。されども、二年延長になりましたですね。

二年間延期することにしてございます。
申告分離一本化後の税制がどうなるのかと。今先生がおっしゃられたような問題もあるうかと思いますので、できるだけ早く一本化後の姿というのを検討していかなければならぬ、こう思つているわけでございます。そういう意味で、政府税制調査会におきましても既に検討を始めている、この年末にも御議論いただけるようなことで進めていただきたい、こう考えているわけでございます。

それから、二重課税のお話がございました。これ、法人税で一回税金負担を負い、所得税でさらには負うのは二重課税ではないかというようなことで、シャウブ税制以来、長らく議論してきたところでございます。

我が国の税制でございますが、御承知のように、配当税額控除ということで部分調整をやる仕組みになつております。これは財政学といいますより、配当税額控除といつて、法人税と所得税の問題で、法人税とは何かから議論されてきたわけでございますが、昨今の状況を考えさせていただきまして、株価につきまして、配当の二重課税ですね。それからもう一つは、今回、この四月から申告制度にするということを言つておりますて、各証券会社もすべてそれを徹底しております。されども、二年延長になりましたですね。

これが、今まで何回も討議されたとは思いますけれども、二年にして、その中で株価を調整しようとと思うとどうしても株価が弱含みになつていく

と、いうことになりますので、これも先ほど法案の延長、改革の中に十六年というのがありましたけれども、今株価も低迷していますし、ほかのものも低迷していますけれども、二年間でするとまた下がるんですね。

これが、今まで何回も討議されたとは思いますけれども、二年にして、その中で株価を調整しようとと思うとどうしても株価が弱含みになつていく

れる場合が多いんですが、ゴルフ業界の低迷ということが大きく取り上げられていると思うんです。

不良債権の額よりも、預託金とか、あるいはゴルフ場の失った財産、これを不良債権と言つていらっしゃれども、預託金の問題というのは、経済に与える影響は極めて深刻であり、ゴルフの会員権が、高いときにはそれは十倍にも二十倍にもなつたでしようけれども、今は原価の十分の一と

いうのが大体普通の相場です。

私は、浪人しておりますときに日本最大の大会のゴルフ場の再建に携わりまして和議を調えたことがありますけれども、和議を調べてもだめ、そしてまた今大手がばたばた破産状態になつて、行く行くは銀行もお金を出しませんし、さらには外資が本当にハイエナのようになつてしまふんです。そうすると、日本の大手のゴルフ場はほとんどが外資系が入つてしていく。しかし、外資だからいけないというような狹い根性はございませんけれども、日本の国土とかそいつたものの大方がそいつた人たちにみんな持つていかれて、それが、ここに定着したゴルフ場やるならいいけれども、切り売りしたり、いろいろ別な意味で債権を、銀行にこれは借りているわけです。

そういうたものがみんななだめになつてしまふんですけれども、このゴルフ場の会員権の売買につきましても、税の上では昨年末まで売つたものはいわゆる据置控除制度があるんです。これが三年間延長したんですね。この辺もほかのものと違つて、銀行にこれは借りているわけです。

そういうたものがみんななだめになつてしまふんですけれども、このゴルフ場の会員権の売買につきましても、税の上では昨年末まで売つたものはいわゆる据置控除制度があるんです。これが三年間延長したんですね。この辺もほかのものと違つて、銀行にこれは借りているわけです。

また、アメリカでは、法人税、所得税、一切調整をしないという国でございますし、またドイツでは、法人税率を下げたわけですから、逆に調整は強化するというような改正を行つたりしておりまして、そういう意味で二重課税の問題、これも今回の政府税制の中での一つの検討にならうかと思いますけれども、そういう位置づけで昔とおりました。そういう意味で、私は、日本の経済の構図をかと、配当も会社が払えばもらった人からはもらわなくてもいいというような感じにすると、か、そういう税に対する、いろいろ仕組みはあるうござりますが、昨今の状況を考えて、株価につきまして、配当の二重課税ですね。それからもう一つは、今回、この四月から申告制度にする

この際、勝木君から発言を求めております

ので、これを許します。勝木健司君。

○勝木健司君 私は、ただいま可決されませんでした短

期社債等の振替に関する法律案及び株券等の保管

及び振替に関する法律の一部を改正する法律案に

対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、

公明党、社会民主党・護憲連合及び各派に属しない議員金石清禅君、笹野貞子君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

短期社債等の振替に関する法律案及び株券等の保管

及び振替に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 我が国証券市場の安全性及び効率性の向上を図り、国際競争力を強化する観点から、包括的な証券決済法制の整備等に向け、なお一層の検討を進めること。

一 主務大臣による振替機関及び保管振替機関の指定に当たっては、利用者の利便性等を最大限高める観点から、新規参入による競争可能性の確保に十分配意すること。

一 振替機関及び保管振替機関の業務運営等において、株式会社形態の利点が最大限生かされるよう、監督当局の関与は必要最小限にとどめること。また、両機関に対する行政当局からの退職職員の再就職の要請を厳に慎むなど、公務員制度改革の趣旨を十分に踏まえること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(伊藤基隆君) ただいま勝木君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(伊藤基隆君) 多数と認めます。よつて、勝木君提出の附帯決議案は多數をもって本委員会の決議として決定いたしました。

ただいまの決議に対し、柳澤金融担当大臣から発言を求められておりましたので、この際、これを許します。柳澤金融担当大臣。

○國務大臣(柳澤伯夫君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして存じます。

も、御趣旨を踏まえまして配意してまいりたいと存じます。

である。

一 今般の整理回収機構による健全銀行の不良債権の買取業務の延長は、不良債権の最終処理策の一環であることを強く認識し、今後の整理回収機構の役割及び業務の在り方について、検討を行うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(伊藤基隆君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

容の概要を御説明申し上げます。

金融機関等が一定期間にわたって一定の融資枠を設定・維持し、その枠内で顧客の請求に基づいて融資を実行することを約する融資枠契約につきましては、特定融資枠契約に関する法律の施行以来、利用件数が確実に増加しているほか、利用企業のすそ野も拡大してまいりました。この法律の適用対象となる融資枠契約、すなわち特定融資枠契約の借り主は、現在、商法特例法第二条に規定するいわゆる大会社に限定されておりますが、

特定融資枠契約に係る制度のあり方については、法律施行後二年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとされています。この規定に基づき、利用者のニーズを踏まえつつ、借り主の保護の必要性、法的安定性等も勘案して、特定融資枠契約の借り主の範囲を拡大するためこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、特定融資枠契約の借り主について、資本の額が三億円を超える株式会社、二、証券取引法の規定による監査証明を受けなければならない株式会社、三、特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第五項に規定する特定債権等譲り受け業者、四、資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社、五、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十項に規定する登録投資法人、六、一連の行為として、社債券の発行等の方法により得られる金銭をもつて資産を取得し、該当資産の管理及び処分により得られる金銭をもつてその債務の履行等を専ら行うことを目的とする株式会社または有限会社を加えることとしております。

第二に、特定融資枠契約に係る制度のあり方にについて、この法律の施行後二年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要で

○委員長(伊藤基隆君) 次に、特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律案について、発議者衆議院議員塩崎恭久君から趣旨説明を聴取いたします。

塩崎恭久君 ただいま議題となりました特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律案に対する法律案につきまして、その提案の理由及び内

容の概要を御説明申し上げます。

この際、勝木君から発言を求めております

ので、これを許します。勝木健司君。

○勝木健司君 私は、ただいま可決されませんでした短

期社債等の振替に関する法律案及び株券等の保管

及び振替に関する法律の一部を改正する法律案に

対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、

公明党、社会民主党・護憲連合及び各派に属しない議員金石清禅君、笹野貞子君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する法律案

政府は、次の事項について、十分配慮すべき

である。

一 今般の整理回収機構による健全銀行の不良

債権の買取業務の延長は、不良債権の最終処

理策の一環であることを強く認識し、今後の

整理回収機構の役割及び業務の在り方につい

て、検討を行うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(伊藤基隆君) 多数と認めます。よつて、

本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(伊藤基隆君) 多数と認めます。よつて、

本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください。

ますようお願ひいたします。

終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日

はこれにて散会いたします。

午後四時五分散会

六月十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、納税者の権利保護を目的とした立法措置に

関する請願(第一七四四号)

一、消費税率3%への引下げに関する請願(第

一七七〇号)

一、消費税の大幅増税反対及び食料品の非課税

に関する請願(第一七七一号)

一、消費税の減税に関する請願(第一七七二号)

一、消費税率3%への引下げに関する請願(第

一七七三号)

一、消費税の税率引上げ反対、課税最低限の引

下げ反対等に関する請願(第一七七三号)

(第一七七四号)(第一七七五号)(第一七七六号)

(第一七七七号)(第一七七八号)(第一七七九号)

(第一七八〇号)(第一七八一號)(第一七八二號)

(第一七八三号)(第一七八四号)(第一七八五号)

(第一七八六号)(第一七八七号)(第一七八八号)

(第一七八九号)(第一七八〇号)(第一七八一號)

(第一七八二號)(第一七八三號)(第一七八四號)

(第一七八五号)(第一七八六号)(第一七八七号)

(第一七八八号)(第一七八九号)(第一七八〇号)

(第一七八一號)(第一七八二號)(第一七八三號)

(第一七八四号)(第一七八五号)(第一七八六号)

一、業者婦人の経済的地位向上を図るために所

得税法改正等に関する請願(第一八二〇号)

一、消費税についての税率3%への引下げ、医療の非課税化等に関する請願(第一八二四号)

一、不良債権処理基準の明確化及び金融トラブ

ルを解決する公的機関設置のための法的措置

	紹介議員 筆坂 秀世君	この請願の趣旨は、第二七号と同じである。
第一七七二号 平成十三年六月五日受理	紹介議員 井上 美代君	この請願の趣旨は、第一七七三号と同じである。
請願者 長野県松本市県一ノ三ノ一五 林 磨佐代 外二十四名	請願者 新潟市姥ヶ山四ノ一ノ四八 手嶋 ミサヲ 外千五十三名	この請願の趣旨は、第一七七三号と同じである。
第一七七三号 平成十三年六月五日受理	紹介議員 阿部 幸代君	この請願の趣旨は、第一七七三号と同じである。
請願者 長野県松本市清水二ノ二ノ一一 Aノ一〇二 中沢正 外二百八十 九名	請願者 埼玉県桶川市坂田九七一ノ一三 菅野アヤ子 外千四十名	この請願の趣旨は、第一七七三号と同じである。
第一七七六号 平成十三年六月五日受理	紹介議員 市田 忠義君	この請願の趣旨は、第一七七三号と同じである。
請願者 京都府舞鶴市丸山口町二九 山中 美雪 外千四十名	請願者 静岡市曲金五ノ一七ノ二七ノ二〇 村井陽子 外千四十名	この請願の趣旨は、第一七七三号と同じである。
第一七七七号 平成十三年六月五日受理	紹介議員 岩佐 恵美君	この請願の趣旨は、第一七七三号と同じである。
請願者 東京都足立区千住東二ノ二一ノ二 三ノ三〇八 每田順子 外千四十名	請願者 静岡市曲金五ノ一七ノ二七ノ二〇 村井陽子 外千四十名	この請願の趣旨は、第一七七三号と同じである。
第一七七八号 平成十三年六月五日受理	紹介議員 緒方 靖夫君	この請願の趣旨は、第一七七三号と同じである。
請願者 長野県松本市中央四ノ三ノ一二 丸山登 外三百六十三名	請願者 長野県松本市県一ノ三ノ一五 林 磨佐代 外二十四名	この請願の趣旨は、第一七七三号と同じである。
第一七七四号 平成十三年六月五日受理	紹介議員 井上 美代君	この請願の趣旨は、第一七七三号と同じである。
請願者 長野県松本市中央四ノ三ノ一二 丸山登 外三百六十三名	請願者 東京都江戸川区東小岩六ノ一六ノ 佐々木春彦 外千四十名	この請願の趣旨は、第一七七三号と同じである。
第一七七九号 平成十三年六月五日受理	紹介議員 井上 美代君	この請願の趣旨は、第一七七三号と同じである。

消費税の税率引上げ反対、課税最低限の引下げ反対等に関する請願 この請願の趣旨は、第一七七三号と同じである。	第一七八四号 平成十三年六月五日受理 この請願の趣旨は、第一七七三号と同じである。
紹介議員 大沢 辰美君 藤孝之 外千四十名	請願者 鳥取市相生町三ノ一〇三ノ七 安 第一七八〇号 平成十三年六月五日受理 消費税の税率引上げ反対、課税最低限の引下げ反対等に関する請願 請願者 静岡市馬渕一ノ八ノ一三 増田仁 志 外千四十名
紹介議員 笠井 亮君 第一七八五号 平成十三年六月五日受理 消費税の税率引上げ反対、課税最低限の引下げ反対等に関する請願 請願者 山口県下関市清末鞍馬四ノ二ノ一 七 宮崎彩 外千四十名	紹介議員 富樫 練三君 第一七八六号 平成十三年六月五日受理 消費税の税率引上げ反対、課税最低限の引下げ反対等に関する請願 請願者 京都府京田辺市大住ヶ丘三ノ四ノ五 原田賢一 外千四十名
紹介議員 小池 晃君 第一七八七号 平成十三年六月五日受理 消費税の税率引上げ反対、課税最低限の引下げ反対等に関する請願 請願者 三重県四日市市羽津町二三ノ二三 小川昭洋 外千四十名	紹介議員 西山登紀子君 第一七八八号 平成十三年六月五日受理 消費税の税率引上げ反対、課税最低限の引下げ反対等に関する請願 請願者 大阪府堺市宮園町五ノ二ノ四〇一 三枝博 外千四十名
紹介議員 小泉 親司君 第一七八九号 平成十三年六月五日受理 消費税の税率引上げ反対、課税最低限の引下げ反対等に関する請願 請願者 三重県四日市市羽津町二三ノ二三	紹介議員 菊川 春子君 第一七八九号 平成十三年六月五日受理 消費税の税率引上げ反対、課税最低限の引下げ反対等に関する請願 請願者 鹿児島県名瀬市矢之脇町二〇ノ六 原セツエ 外千四十名
紹介議員 小泉 親司君 第一七八三号 平成十三年六月五日受理 消費税の税率引上げ反対、課税最低限の引下げ反対等に関する請願 請願者 新潟市翁町二ノ五、〇五七 高山 良子 外千四十名	紹介議員 筆坂 秀世君 第一七八九号 平成十三年六月五日受理 消費税の税率引上げ反対、課税最低限の引下げ反対等に関する請願 請願者 大阪市旭区高殿六ノ一九ノ二ノ六 一一 新開静枝 外千四十名
紹介議員 須藤美也子君 第一七八八号 平成十三年六月五日受理 消費税の税率引上げ反対、課税最低限の引下げ反対等に関する請願 請願者 三重県松阪市曲町五四四 角南一 外千四十名	紹介議員 宮本 岳志君 第一八一二号 平成十三年六月六日受理 消費税についての税率三%への引下げ、医療の非課税化等に関する請願 請願者 愛知県知多郡南知多町内海中之郷 七三 大岩雅則 外千名
紹介議員 須藤美也子君 第一七九三号 平成十三年六月五日受理 消費税の税率引上げ反対、課税最低限の引下げ反対等に関する請願 請願者 大阪市旭区赤川二ノ四ノ三二 千葉義郎 外千四十名	紹介議員 八田ひろ子君 第一七九四号 平成十三年六月五日受理 消費税の税率引上げ反対、課税最低限の引下げ反対等に関する請願 請願者 古市勝良 外千四十名
紹介議員 吉岡 吉典君 第一七九五号 平成十三年六月五日受理 消費税の税率引上げ反対、課税最低限の引下げ反対等に関する請願 請願者 山口市宮野上三、五〇八ノ一 中 田麗子 外千四十名	紹介議員 吉岡 吉典君 第一七九五号 平成十三年六月五日受理 消費税の税率引上げ反対、課税最低限の引下げ反対等に関する請願 請願者 北岡豊 外千四十名
紹介議員 吉岡 吉典君 第一七九六号 平成十三年六月五日受理 消費税の税率引上げ反対、課税最低限の引下げ反対等に関する請願 請願者 埼玉県桶川市坂田一、七三四ノ七 河口里子 外千四十名	紹介議員 吉岡 吉典君 第一七九六号 平成十三年六月五日受理 消費税の税率引上げ反対、課税最低限の引下げ反対等に関する請願 請願者 長野県北佐久郡浅科村御馬寄一、 四九〇ノ二 吉田春雄 外二百八十九名
紹介議員 吉岡 吉典君 第一七九七号 平成十三年六月五日受理 消費税の税率引上げ反対、課税最低限の引下げ反対等に関する請願 請願者 愛知県知多郡南知多町内海中之郷 八田ひろ子君	紹介議員 吉岡 吉典君 第一七九七号 平成十三年六月五日受理 消費税の税率引上げ反対、課税最低限の引下げ反対等に関する請願 請願者 愛知県知多郡南知多町内海中之郷 八田ひろ子君

もつて資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて、それぞれ当該からへまでに定める行為を専ら行うことを目的とする株式会社又は有限会社(第一号から第四号までに掲げる者を除く。)

イ 証券取引法第二条第一項第四号に掲げる有価証券又は同項第九号に掲げる有価証券のうち同項第四号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券(同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第四号に掲げる有価証券とみなされる権利を含む。)の発行

の履行

ロ 証券取引法第二条第一項第八号に掲げる有価証券又は同項第九号に掲げる有価証券のうち同項第八号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券(同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第八号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。)の発行

の履行

ハ 資金の借入れ

二 ハ 資金の借入れ その債務の履行

一 証券取引法第二条第一項第六号に掲げる有価証券又は同項第九号に掲げる有価証券のうち同項第六号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券(同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第六号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。)の発行 利益の配当及び消却のための取得又は残余財産の分

ホ 有限公司法(昭和十三年法律第七十四号)第十二条第一項に規定する出資の受入れ 利益の配当及び消却のための取得又は残余財産の分配

ヘ 商法(明治三十二年法律第四十八号)第五

百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資の受入れ 利益の分配又は出資の価額若しくは残額の返還

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特定融資枠契約に関する法律の規定は、この法律の施行後に締結される特定融資枠契約について適用する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

3 特定融資枠契約に係る制度の在り方については、この法律の施行後二年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

平成十三年六月二十八日印刷

平成十三年六月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

C